

宮城県の市町村合併誌

～平成の市町村合併の記録～

平成23年3月
宮城県

はじめに

我が国は今、地方分権社会の構築に向けた大きな時代の変革期を迎えており、特に市町村は、住民に最も身近で総合的な行政主体として、その果たすべき責任や役割がますます大きくなっています。

また、本格的な少子高齢社会の到来とともに、市町村が提供すべき行政サービスはますます高度化、多様化しており、その水準を将来にわたって確保することが求められています。

このような状況の下、地方分権時代の担い手としてふさわしい行財政基盤の確立などを目的に、いわゆる「平成の合併」と称される全国的な市町村合併が進められてきました。

本県における平成の合併を振り返りますと、この間、9つの新しい合併市町が誕生し、市町村数は平成11年3月末の71から35へと大きく再編されることとなりました。

市町村合併は、市町村長や議会議員をはじめ住民の方々が、地域の将来を見据えて真摯に議論を重ねた結果、時代の要請に応えるべく、多くの課題に直面しながらも、長い歴史や文化を継承しつつ、新しい市・町によるまちづくりを選択するという意味で、地域にとって正に歴史的な大事業であり、県としても関係者の方々や住民の皆様の御尽力に改めて心より敬意を表する次第です。

本書は、各市町村における今後の広域行政の参考となるよう、県内における平成の市町村合併を記録にとどめたものです。

関係各位に御高覧いただき、これから的地方分権改革の進展を見据えた新しいまちづくりの参考としていただければ幸いに存じます。

平成23年3月

宮城県総務部市町村課

目 次

はじめに	1
------	---

第1章 宮城県の市町村合併の概要 5

1 平成の合併以前の県内市町村の状況	7
2 平成の合併	9
3 宮城県における市町村数の推移	11
4 市町村合併の状況	12
5 合併後の市町村別人口・面積	14

第2章 宮城県の取組 15

1 みやぎ新しいまち・未来づくり推進構想調査研究	17
2 宮城県市町村合併推進要綱	18
3 宮城県市町村合併推進本部の設置	19
4 みやぎ新しいまち・未来づくり調査研究事業	20
5 宮城県市町村合併推進構想	21
6 みやぎ新しいまち・未来づくり審議会の設置	22
7 その他の取組	24

第3章 合併市町の概要 27

1 加美町	29
2 登米市	34
3 栗原市	41
4 東松島市	49
5 石巻市	54
6 南三陸町	62
7 美里町	68
8 大崎市	75
9 気仙沼市	83
・気仙沼市・唐桑町合併	83
・気仙沼市・本吉町合併	90

第4章 参考資料 95

1 市町村の合併の特例に関する法律（合併旧法）	97
2 市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）	125
3 みやぎ新しいまち・未来づくり推進構想調査研究報告書（概要版）	148
4 宮城県市町村合併推進要綱（抄）	182
5 宮城県市町村合併推進構想（抄）	220

第1章 宮城県の市町村 合併の概要

1 平成の合併以前の県内市町村の状況

(1) 明治の大合併

明治初期の町村は、江戸時代の自然発生的な町村を受け継いだもので、明治 21 年末には全国で 71,314 あったとされている。

明治政府は、戸籍や小学校などの事務を処理できるよう、明治 22 年にはじめての近代的な地方自治制度である「市制・町村制」を施行することとなるが、この市政・町村制施行の前に、当時の町村を合併し行財政機能を充実させることが不可欠であると考えられたことから、市政・町村制施行に先立ち、内務省は各地の地方長官に内務大臣訓令を発し、300 戸から 500 戸を標準として全国一律に町村合併を行った。

この結果、町村の数は、明治 22 年末には 15,820 と減少し、本県においても、明治 21 年には 1,012 あった市町村が翌 22 年には 198 と約 1/5 に再編された。

(2) 昭和の大合併

明治の大合併の後、市町村の数は緩やかに減少し、昭和 28 年 10 月には、全国で 9,868 に、宮城県も 187 となっていた。

第二次世界大戦後に制定された新しい憲法のもとでは、地方自治の確立が大きな課題となり、事務や権限をできるだけ住民に身近な市町村に配分すべきとされた。このような考え方に基づき、いわゆる六・三制の実施に伴う新制中学校の設置や市町村消防などの事務のほか、社会福祉、保健衛生関係の事務など多くの事務が市町村で処理されることとされた。

しかしながら、当時は著しく規模が小さな町村も多く、新たな事務や権限を円滑に受け入れる体制を整備することが必要であったことから、昭和 28 年に「町村合併促進法」が、昭和 31 年にはこの法律をさらに発展・補完するものとして「新市町村建設促進法」が施行され、新制中学が合理的に運営できる人口規模を念頭に、全国一律に人口約 8,000 人を標準とした町村合併が進められた。

この結果、昭和 28 年 10 月に 9,868 あった市町村が、昭和 36 年 6 月には 3,472 と約 1/3 に減少し、本県においても、昭和 28 年 10 月に 187 (5 市 49 町 133 村) あった市町村が、昭和 36 年 6 月には 75 (8 市 57 町 10 村) と約 4 割に再編された。

なお、本県においては、昭和 36 年以後も、昭和 63 年まで計 4 件の市町村合併が行われたが、うち 3 件は仙台市が関係した合併で、仙台市は規模を拡大し、平成元年には政令指定都市となった。これ以降、平成の合併に至る 15 年近くの間、本県では 71 市町村の体制が続くことになった。

(3) 昭和の合併後の状況

昭和30年代以降の高度経済成長は、各地で都市化の進展やモータリゼーションの進行を促し、人々の日常生活圏は拡大し、従来の市町村の枠組みを越えた広域行政の要請に適切に対処することが市町村の重要な課題となった。

このような社会情勢の中、昭和40年に10年間の时限法として「市町村の合併の特例に関する法律」(以下、「合併旧法」という。)が施行された。この法律は、市町村の合併について中立的な立場に立ち、市町村の自主的な合併に際して、合併をめぐる障害を除去しようとする法律であった。合併旧法は、昭和50年と昭和60年に延長され、政令指定都市を対象に加えたり、地方債の特例措置を定めるといった改正が加えられたものの、基本的な部分は変更されなかった。

「昭和の大合併」が一段落したこともあり、さらなる全国的な市町村の再編成といった方針は採られず、この間の全国的な市町村行政の広域化のための対応策としては、市町村合併よりも、一部事務組合等の事務の共同処理の方式、または共同処理システムの一本化による圏域行政を狙いとした広域行政圈施策に重点が置かれてきた。

しかしながら、近年、国民の生活形態や意識も多様化し、特に家族やコミュニティが大きく変容し、公共サービスの担い手としての市町村に対する負荷が増加した。加えて、人口減少・少子高齢化が進展し、国・地方とも厳しい財政状況下において、複雑・多様化する住民サービスを提供しなければならないなど、市町村を取り巻く環境は厳しさを増してきた。

このような中、平成5年6月に衆議院及び参議院において「地方分権の推進に関する決議」がなされたことや、同年10月の臨時行政改革推進会議最終答申において「国からの権限の移管等の推進や地方自治体の行政基盤の強化と相まって、市町村の自主的合併が推進されていくことが望まれる」とされたことなどにより、地方分権の受け皿や行政改革の観点から、「平成の合併」を推進する必要性が課題として取り上げられるようになった。

以上を背景に、平成7年に合併旧法が延長された際には、法律の目的が「市町村の合併の円滑化」から「自主的な市町村の合併を推進」と改正され、政府の市町村合併に対する姿勢がそれまでの中立的な立場から合併推進へと舵が切られた。この改正で、住民発議制度の創設、議員の定数・在任特例の拡充、地方交付税の特例措置の拡充などがなされた。

合併旧法の下で、平成11年3月31日までに全国で147件の合併が行われたが、その大部分は昭和40年度から昭和49年度までの10年間に行われたもので、昭和60年度からは全国で18件の合併が行われるにとどまった。

2 平成の合併

(1) 平成11年からの合併の進展

平成9年7月に行われた地方分権推進委員会による第二次勧告において「国・地方を通じた厳しい財政状況の下、今後ともますます増大する市町村に対する行政需要や住民の日常生活、経済活動の一層の広域化に的確に対応するためには、基礎的自治体である市町村の行財政能力の向上、効率的な地方行政体制の整備・確立が重要な課題となっている。」「今まで以上に積極的に自主的な市町村合併を推進するものとする。」とされ、また、平成10年に示された第25次地方制度調査会答申において「市町村の合併が更に一層推進されるよう、合併の障害の除去、合併後の市町村に対する支援、環境整備の方策等について充実強化するとともに、特例制度や既存制度が効果的に活用されるための方策を早急に講じ、総合的に支援する必要がある。」とされた。

これらの勧告や答申等を受け、より積極的に市町村合併を推進するため、平成11年の地方分権一括法による地方分権改革の一環として合併旧法が改正され、いわゆる「平成の合併」が本格的にスタートした。

平成11年の合併旧法の改正においては、市町村合併をさらに積極的に推進するため、住民発議制度の拡充、市となるべき要件の特例、地域審議会制度の創設、普通交付税の合併算定替期間の延長、合併特例債の創設、議員退職年金の特例などが盛り込まれた。

また、平成11年の合併旧法改正後における政府の動きを見ると、まず、改正法施行直後の平成11年8月に、当時の自治省から「市町村の合併の推進についての指針」が示されたが、その主な内容は「市町村の合併のパターン」を含む「市町村の合併の推進についての要綱」を作成することを要請したものであり、これを受けて本県では平成12年3月に「宮城県市町村合併推進要綱」を策定した。

この要綱策定後の都道府県及び市町村の取組について述べられたものが、平成13年3月に総務事務次官から各都道府県へ通知された『市町村の合併の推進についての要綱』を踏まえた今後の取組（指針）である。この中で、都道府県において知事を長とする全庁的支援体制（市町村合併支援本部）を設置し、少なくとも数か所の合併重点支援地域を指定することが要請され、本県においては平成12年4月に「宮城県市町村合併推進本部」を設置した。

また、国における具体的な支援体制の整備として、平成13年3月27日の閣議決定により、総務大臣を本部長、各副大臣を本部員とする「市町村合併支援本部」を設置した。同本部は、同年8月30日に市町村合併支援プランを策定し、都道府県から合併重点支援地域に指定された市町村及び平成17年3月までに合併した市町村に

対して、これまでの地方行財政上の支援策に加えて、新たな関係省庁の連携による支援策等を講ずることとした。

そして、平成14年の法改正では、合併協議会に係る住民発議制度の拡充と住民投票制度の導入、税制上の特例措置の拡充、流域下水道に関する特例、一部事務組合等に関する特例が盛り込まれ、これらの取組等により合併に向けた動きが活発化し、合併旧法（経過措置で平成18年3月31日まで延長）のもとで、平成11年度から17年度までに全国で581件、本県で9件の合併が行われた。

（2）合併の新法等の制定

昭和40年に制定された合併旧法が平成17年3月31日に期限を迎えるにあたり、平成15年11月に出された第27次地方制度調査会の「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」では、合併旧法の単純延長を明確に否定した。

そして、引き続き自主的な市町村の合併を全国的に推進していくため、5年間の時限法として「市町村の合併の特例等に関する法律」（以下、「合併新法」という。）が平成17年4月より施行された。

この法律では、合併旧法下の行政上の特例はそのまま引き継いでいるものの、平成11年改正で導入された合併特例債や、普通交付税の合併算定替の合算特例期間の延長部分などの手厚い財政上の特例措置は廃止された。一方、総務大臣による合併推進のための基本指針の策定や、都道府県による市町村合併推進のための構想策定（本県では平成18年3月に「宮城県市町村合併推進構想」を策定）、都道府県知事による合併協議会の設置や合併協議推進に係る勧告権限など、国や都道府県の合併に関する積極的な関与が新たに設けられた。

さらに、新しい市町村の一体性の円滑な確立や住民自治の強化等の観点から、合併時の特例として特別地方公共団体である合併特例区の制度が新たに設けられたほか、地方自治法を一部改正し地域自治区の制度が創設されるとともに、合併に際して旧市町村単位で設けられる地域自治区には区長を置いたり、住所の表示に旧市町村の名称を冠することができる特例が設けられた。

（3）平成の合併の進捗状況

平成の合併の結果、平成11年3月31日に全国で3,232あった市町村は、平成22年3月31日には1,727と約半数に減少し、本県においても71市町村から35市町村と半減した。

3 宮城県における市町村数の推移

(平成22年4月1日現在)

年月日	市	町	村	町村計	市町村計	備考
S20.10.01	3	44	150	194	197	
S23.05.03	3	45	149	194	197	川崎町制
S23.12.01	3	45	148	193	196	
S25.04.01	3	47	145	192	195	不動堂、豊里町制
S25.12.15	4	46	142	188	192	古川市制
S25.12.16	4	46	139	185	189	
S26.04.01	4	49	136	185	189	藤里、鶴沢、鹿折町制
S26.07.01	4	51	134	185	189	多賀城、鹿島台町制
S28.06.01	5	49	133	182	187	気仙沼市制
S28.10.01	5	49	133	182	187	
S29.04.01	6	47	120	167	173	白石市制、岩出山町制
S29.06.01	6	47	118	165	171	
S29.07.01	6	49	113	162	168	宮崎、南郷町制
S29.08.01	6	49	110	159	165	
S29.08.10	6	49	107	156	162	
S29.10.01	6	49	99	148	154	
S29.11.03	6	49	98	147	153	津山町制
S29.12.01	6	48	89	137	143	
S30.01.01	6	49	84	133	139	金成町制
S30.02.01	6	49	79	128	134	山元町制
S30.02.11	6	50	78	128	134	唐桑町制
S30.03.01	6	50	76	126	132	
S30.03.21	6	52	66	118	124	河北、河南、桃生町制
S30.03.26	6	52	65	117	123	牡鹿町制
S30.03.30	6	52	62	114	120	本吉町制
S30.03.31	6	52	61	113	119	
S30.04.01	6	52	41	93	99	蔵王、栗駒、迫町制
S30.04.10	6	52	39	91	97	
S30.04.20	6	52	33	85	91	大和町制
S30.05.03	6	53	28	81	87	鳴瀬、矢本町制
S30.07.15	6	53	27	80	86	
S31.04.01	6	52	23	75	81	柴田、中田町制
S31.09.30	6	52	21	73	79	
S32.03.31	6	52	20	72	78	
S32.04.01	6	53	19	72	78	七ヶ宿町制
S32.05.01	6	53	18	71	77	東和町制
S32.08.01	6	54	17	71	77	
S32.12.25	6	55	15	70	76	米山町制
S33.10.01	8	53	15	68	76	角田、名取市制
S34.01.01	8	54	14	68	76	七ヶ浜町制
S34.04.01	8	58	10	68	76	石越、歌津、大郷町制
S34.05.15	8	57	10	67	75	渡波町編入(石巻市)
S37.04.01	8	58	9	67	75	北上町制
S38.04.01	8	59	8	67	75	富谷町制
S38.11.03	8	60	7	67	75	
S39.04.01	8	61	6	67	75	南方町制
S40.01.01	8	62	5	67	75	志波姫町制
S42.03.23	8	61	5	66	74	稲井町編入(石巻市)
S42.04.01	8	62	4	66	74	秋保町制
S42.10.01	8	63	3	66	74	利府町制
S46.11.01	11	60	3	63	74	多賀城、泉、岩沼市制
S53.04.01	11	61	2	63	74	色麻町制
S62.11.01	11	60	2	62	73	宮城町編入(仙台市)
S63.03.01	10	59	2	61	71	泉市、秋保町編入(仙台市)
H01.04.01	10	59	2	61	71	仙台市指定都市
H15.04.01	10	57	2	59	69	中新田町、小野田町、宮崎町合併(加美町)
H17.04.01	13	31	1	32	45	迫町、登米町、東和町、中田町、豊里町、米山町、石越町、南方町、津山町合併(登米市) 築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、瀬峰町、鶯沢町、金成町、志波姫町、花山村合併(栗原市) 矢本町、鳴瀬町合併(東松島市) 石巻市、河北町、雄勝町、河南町、桃生町、北上町、牡鹿町合併(石巻市)
H17.10.01	13	30	1	31	44	志津川町、歌津町合併(南三陸町)
H18.01.01	13	29	1	30	43	小牛田町、南郷町合併(美里町)
H18.03.31	13	22	1	23	36	古川市、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町、田尻町合併(大崎市) 気仙沼市、唐桑町合併(気仙沼市)
H21.09.01	13	21	1	30	35	気仙沼市、本吉町合併(気仙沼市)

4 市町村合併の状況

平成11年3月31日現在



71市町村（10市59町2村）

平成22年4月1日現在



※着色箇所及び網掛け箇所は合併市町

35市町村（13市21町1村）

5 合併後の市町村別人口・面積

市町村名	H12国調人口 (人)	面積 (km ²)	新市町村名	H17国調人口 (人)	面積 (km ²)	合併期日
石巻市	119,818	137.03				
河北町	13,407	125.10				
雄勝町	5,239	46.09				
河南町	17,919	69.33	石巻市	167,324	555.78	H17.4.1
桃生町	8,644	43.81				
北上町	4,472	60.98				
牡鹿町	5,279	72.96				
気仙沼市	61,452	184.35				
本吉町	12,101	106.69	気仙沼市	78,011	333.37	H18.3.31 H21.9.1 (※)
唐桑町	8,841	42.28				
迫町	23,040	70.27				
登米町	6,024	45.67				
東和町	8,718	140.90				
中田町	17,035	62.23	登米市	89,316	536.38	H17.4.1
豊里町	7,480	32.85				
米山町	11,170	51.19				
石越町	6,438	24.87				
南方町	9,484	40.26				
津山町	4,380	68.14				
築館町	15,866	63.69				
若柳町	14,714	52.56				
栗駒町	14,164	244.36				
高清水町	4,470	23.45	栗原市	80,248	804.93	H17.4.1
一迫町	9,517	87.58				
瀬峰町	5,515	29.28				
鶯沢町	3,218	37.23				
金成町	8,334	78.45				
志波姫町	7,545	30.88				
花山村	1,604	158.90				
矢本町	31,488	49.81	東松島市	43,235	101.86	H17.4.1
鳴瀬町	11,692	52.05				
古川市	72,897	134.14				
松山町	7,072	30.15				
三本木町	8,411	44.63				
鹿島台町	14,058	54.01	大崎市	138,491	796.76	H18.3.31
岩出山町	14,169	140.70				
鳴子町	9,289	326.10				
田尻町	13,417	65.58				
中新田町	13,929	61.44				
小野田町	8,092	221.61	加美町	27,212	460.82	H15.4.1
宮崎町	6,309	177.77				
小牛田町	20,245	35.55	美里町	26,329	75.06	H18.1.1
南郷町	7,150	39.51				
志津川町	14,218	124.24	南三陸町	18,645	163.74	H17.10.1
歌津町	5,642	39.44				

※気仙沼市・唐桑町の合併はH18.4.1、気仙沼市・本吉町の合併はH21.9.1。

第2章 宮城県の取組

1 みやぎ新しいまち・未来づくり推進構想調査研究（平成10年度）

宮城県内の市町村が将来において持続的発展を遂げるため必要な選択肢について、市町村合併という切り口からの学術的・客観的な調査研究を実施した。

調査研究に当たっては、佐々木信夫中央大学経済学部教授をはじめ、行政学・地方自治論、社会学、政策科学、地域解析・都市計画の専門家4名による委員会を設置した。

調査研究報告書では、本県における市町村合併を、①中核都市創造型、②都市移行型、③ポテンシャル開花型、④連携進化型の4区分に類型化するとともに、生活圏の一体度や市町村の相互依存度、財政的効率性等個々の事務事業ごとに望まれる客観的規模、合併に対する認識等といった基準と照らし合わせ、中長期的に考えられる県全域を視野に入れた市町村の組合せを全国に先駆けて提示した。

（1）「みやぎ新しいまち・未来づくり構想」策定委員会委員（肩書は当時のもの）

委員長 佐々木信夫（中央大学経済学部教授）

委 員 遠藤 恵子（東北学院大学教養学部教授）

委 員 増田 聰（東北大学大学院経済学研究科助教授）

委 員 横道 清孝（政策研究大学院大学助教授）

（2）みやぎ新しいまち・未来づくり構想調査研究報告書の概要

「第4章 参考資料3（P148）」参照

2 宮城県市町村合併推進要綱（平成11年度）

前年度実施された「みやぎ新しいまち・未来づくり推進構想調査研究」における結果や、総合計画に掲げられた基本戦略の1つである「地方分権の時代にふさわしい地域社会の仕組みづくり」で示された基本的な施策の方針等を踏まえ、平成12年3月に「宮城県市町村合併推進要綱（以下「要綱」という。）を策定した。

要綱は、合併旧法の期限である平成17年3月までの5年間を当面の目標期間として市町村合併を推進するため、合併に対する県の基本的な考え方や支援策等を明確にすることに加え、県内各地での市町村合併の議論が円滑に進み、より実りあるものとなるよう、市町村の関係者や地域の住民が市町村合併を検討する上での参考や目安となる事柄を示すために策定された。

また、要綱では、「みやぎ新しいまち・未来づくり推進構想調査研究報告書」で提示された市町村の組合せを基に、本県において市町村合併を推進することが適当である組合せも提示した。

加えて、副知事を本部長とし、各部長や各地方県事務所長等を委員とする「宮城県市町村合併推進本部」を庁内に設置すること等により、県としての支援体制を整備することや、公共的民間団体が行う市町村合併に向けた気運醸成のための事業費に対する助成、講演会の開催やパンフレットの配布等を通じた啓発事業の実施、合併協議会事務局への県職員の派遣、合併市町村が行う各種施設整備等に要する経費に対する財政支援など、市町村合併の推進のため県が行うべき支援等についても盛り込まれた。

なお、要綱は平成14年1月に改正され、市町村合併への取組の進展を踏まえた県としての新たな支援策が盛り込まれた。

※宮城県市町村合併推進要綱（平成12年3月）は「第4章 参考資料4（P182）」参照

3 宮城県市町村合併推進本部の設置(平成12年度～平成16年度)

市町村合併を推進するための支援策等をより総合的かつ効果的に実施するため、府内の各部局の主管課長等からなる「みやぎ新しいまち・未来づくり連絡調整会議」を発展的に解消し、平成12年4月に「宮城県市町村合併推進本部」を設置した。

また、より地域に密着した市町村合併のあり方等を検討するために、気仙沼地方振興センター又は各地方県事務所の所管する区域ごとに「宮城県市町村合併推進本部」地方支部も設置した。

なお、推進本部会議は平成16年度までに計34回にわたり開催され、平成13年の総務事務次官通知に基づく合併重点支援地域の指定や合併協議会から協議のあった市町村建設計画等について審議してきたが、合併旧法の期限を控えた平成17年3月28日をもって発展的に解消し、市町村への支援をより総合的かつ効果的に実施するために同日付で設置された「宮城県市町村支援本部」にその所掌事項を引き継いだ。

〈宮城県市町村合併推進本部〉

- 本部長：第1順位の副知事
- 副本部長：第2順位の副知事
- 委員：各部長、教育長、気仙沼地方振興センター所長及び各地方県事務所長
- その他：総務部次長や主管課長等で構成する幹事会等も併せて設置
- 所掌事項：

- ・市町村合併の申請に対する処分に関すること
- ・市町村建設計画の協議及び変更協議に関すること
- ・市町村合併に対する支援の企画及び総合調整に関すること
- ・市町村合併の調査研究に関すること
- ・市町村合併の気運醸成、情報提供に関すること
- ・その他市町村合併の推進に必要な事項に関すること 等

〈宮城県市町村合併推進本部地方支部〉

- 支部長：気仙沼地方振興センター所長又は各地方県事務所長
- 委員：各保健福祉事務所長、各産業振興事務所長、各土木事務所長等
- その他：各事務所の担当班長等で構成する幹事会も併せて設置

4 みやぎ新しいまち・未来づくり調査研究事業（平成13・14年度）

県内全域において、市町村合併の検討の端緒となるよう、より具体的な基礎資料を提供するため、県内全域を対象にした「基礎調査」と、平成13年度当時既に合併に関する研究や協議が行われていた地域を対象にした「実地調査」を実施した。

基礎調査では、「宮城県市町村合併推進要綱」で示した合併の組合せを基本として、合併に対する財政支援策や合併後の類似団体との比較による効率化の目安、合併した場合の自治体の財政規模などについて、各種統計指標の整理・分析を行った。

また、実地調査では、大河原町・村田町・柴田町の地域について、3町との共同により、当該地域に係る社会経済動向、事務事業の比較、財政の現況と今後の展望、合併の効果と課題、地域の将来像について具体的に調査検討を行うとともに、平成13年度当時加美郡四町合併推進協議会が設置され、講演会の開催や広報誌の発行、住民座談会の開催等を通じてある程度住民において合併に対する認識が高まったと考えられる中新田町、小野田町、宮崎町、色麻町の加美郡4町において、合併に係る住民意識を把握するための住民意向調査を実施した。

以上の調査結果について報告書として取りまとめ、各市町村等に情報提供したほか、財政シミュレーションソフトの作成なども行った。

5 宮城県市町村合併推進構想（平成17年度）

平成17年4月より施行された合併新法において、都道府県は、自主的な市町村の合併の推進に関する構想を作成するとともに、当該構想に基づき、合併協議会の設置勧告等、従来に増して重要な役割の位置付けがなされた。

本県においては、先に述べた「宮城県市町村合併推進要綱」を考慮しながら、県内各地で合併についての具体的な検討や協議が自主的・主体的に進められた結果、9つの新しい市町が誕生し、県内の市町村は71から36に大きく再編された一方、諸事情により合併が進展しなかった市町村や合併しない選択をした市町村が27団体残ることになり、圏域毎の進ちょく状況にも大きな差異が生じる結果となった。

これらの状況を踏まえ、引き続き自主的な市町村合併を推進する必要があることから、後述する「みやぎ新しいまち・未来づくり審議会」の答申結果に基づき、平成18年3月に「宮城県市町村合併推進構想」を策定した。

構想では、市町村合併の推進に関する県の基本的な考え方や市町村合併に対する県の支援策を示したほか、本県における市町村合併の組合せを地域での検討・協議の経過や熟度等を考慮し「新法下での合併を推進すべき市町村の組合せ」、「新法下での合併が望ましい市町村の姿」等に区分し、区分に応じ県として適切な対応を行うことを規定した。

※宮城県市町村合併推進構想は「第4章 参考資料5（P220）」参照

6 みやぎ新いまち・未来づくり審議会の設置（平成17年度）

平成17年5月に総務大臣により定められた「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」に基づき市町村合併推進構想を定めるほか、知事の諮問に応じ、本県における自主的な市町村合併の推進に関し重要な事項を調査審議するために、平成17年10月に「みやぎ新いまち・未来づくり審議会」が設置された。

審議会では、平成22年4月に合併特例法が改正されるまでの、いわゆる合併新法下における合併の推進を図るため、「宮城県市町村合併推進構想」の策定や改正等について審議が行われた。

（1）審議会委員

氏名	所属・役職（役職は当時のもの）	就任期間	備考
佐々木信夫	中央大学大学院経済学研究科教授	H17.11.2～H22.3.31	会長
横道 清孝	政策研究大学院大学教授	H17.11.2～H22.3.31	副会長
遠藤 恵子	東北学院大学教養学部教授	H17.11.2～H19.3.2	
鹿野 文永	宮城県町村会会长（鹿島台町長）	H17.11.2～H19.3.23	
木下 淑恵	東北学院大学法学部准教授	H19.11.2～H22.3.31	
佐々木功悦	宮城県町村会会长（美里町長）	H19.11.2～H22.3.31	
成田由加里	公認会計士・税理士	H17.11.2～H22.3.31	
沼田 健一	宮城県市議会議長会副会長 (岩沼市議会議長)	H17.11.2～H22.3.31	
増田 聰	東北大学大学院経済学研究科教授	H17.11.2～H22.3.31	
間庭 洋	仙台商工会議所専務理事	H17.11.2～H22.3.31	

（2）開催経過

①平成17年度

第1回：平成17年11月2日（水）

議題：審議事項等案について

　　自主的な市町村の合併の推進に関する基本的事項について 等

第2回：平成17年12月26日（月）

議題：旧合併特例法下における市町村合併の取組経過の分析について

　　市町村を取り巻く現状と課題について

　　「市町村合併の推進に関する構想」作成に係る意識調査の概要について

　　市町村の合併の推進に関する本県の基本的な考え方について

構想対象市町村の選定と組合せの基本的な考え方について 等

第3回：平成18年1月19日（木）

議題：本県における市町村合併の組合せ（案）について

市町村合併に対する支援策（案）について 等

第4回：平成18年3月23日（木）

議題：宮城県における市町村の合併に関する推進に関する構想について 等

②平成18年度

平成19年3月29日（木）開催

議題：平成19年度における市町村合併推進の考え方について 等

③平成19年度

平成20年3月24日（月）開催

議題：宮城県市町村合併推進構想の一部改正について

平成20年度市町村合併推進方針について 等

④平成20年度

平成21年3月27日（金）

議題：今後の市町村合併の支援のあり方について 等

⑤平成21年度

審議事項なく開催実績なし

7 その他の取組

(1) 気運醸成と情報提供

市町村支援・市町村合併に対する各種問い合わせへの対応や必要な情報提供など地域に密着した相談窓口として、各地方振興事務所及び総務部市町村課に「市町村支援・合併相談コーナー」を設置したほか、シンポジウム・講演会等の開催やパンフレットの配布、出前講座の実施等を通じ、市町村合併の推進に関する気運醸成を促進した。

また、ホームページや県政だより等の活用により広く情報を提供したほか、関係団体等との連携、協力により、市町村合併について広く住民の理解、認識を深めるための啓発事業を行った。

加えて、後述する「みやぎ新しいまち・未来づくり推進事業補助金」により、公共的民間団体等が行う市町村合併の推進に関する講演会の開催や調査研究事業、その他気運醸成に資する事業に対し、その経費の一部を支援した。

(2) 合併研究会及び合併協議会への支援

市町村合併に関する調査研究や市町村合併に向けた具体的な協議を行うために、後述する「みやぎ新しいまち・未来づくり交付金」や「市町村合併準備交付金」により、合併研究会や合併協議会の運営に要する経費に対して財政支援を行うとともに、要望に応じて合併協議会事務局への県職員の派遣を行った。

(3) 合併市町への支援

新市町の要望に基づき、一定期間、必要に応じて県職員を派遣したほか、市町村職員が合併後に新たに必要となる業務に関する専門知識、技術等の修得に資するため、市町村の要望に応じて研修派遣を受け入れた。

また、合併により新たに市制を施行することに伴い、従来県が行っている事務の移管等が円滑に行われるよう、必要な支援等を行った。

(4) 財政的な支援

①合併旧法下（平成10年度～平成17年度）における財政支援措置

「みやぎ新しいまち・未来づくり交付金」

○交付対象者

合併市町村、合併関係市町村、合併協議会等

○交付対象事業

- a. 市町村合併をテーマとする調査研究事業や講演会等の啓発事業
- b. 合併協議会の運営

c. 合併市町村が行う行政サービスの格差是正事業や、広域サービスシステムの整備、市町村建設計画に基づき合併から5年以内に着手する各種施設の整備等

○交付額

10/10 (合併1件につき5億円を上限)

※交付対象事業のうち、aは1会計年度当たり上限100万円(2年間を限度)、
bは原則として500万円+100万円×構成市町村数(1会計年度当たり上
限1,000万円・3年間を限度)

②合併新法下（平成19年度～平成21年度）における財政支援措置

「宮城県市町村合併準備交付金」

○交付対象者

「宮城県市町村合併推進構想」において「新法下での合併を推進すべき市
町村の組合せ」に位置付けられた市町村の合併協議会等

○交付対象事業

合併協議会の運営経費や市町村合併をテーマとする調査研究事業、講演
会等の啓発事業等

○交付額

・合併研究会等が行う市町村合併をテーマとした調査研究事業や啓発事業
等:上限100万円(1年間限り)

・任意合併協議会の運営経費等:上限500万円(1年間限り)

・法定合併協議会の運営経費等:500万円+100万円×構成市町村数(1会
計年度当たり上限1,000万円、3年間を限度)

③合併旧法・新法下（平成12年度～平成21年度）における財政支援措置

「みやぎ新しいまち・未来づくり推進事業補助金」

○交付対象者

公共的民間団体（営利を目的としない公共的な活動を営む民間団体のう
ち、政治団体及びこれに準ずる団体、宗教団体並びに特定の思想の普及を
目的とする団体を除いた団体）

○交付対象事業

市町村合併の推進に関する調査研究事業や、講演会の開催等市町村合併の
推進に関する気運醸成に資する事業

○交付額

補助対象経費の1/2(1会計年度当たり上限50万円、2年間を限度)

第3章 合併市町の概要

合併までの経緯に関しては、合併協議当時の協議会資料や報道等を参考に記載しております。

1 加美町（かみまち）



(1) 合併市町の概要

構成市町村	加美郡中新田町, 同郡小野田町, 同郡宮崎町	
合併期日	平成 15 年 4 月 1 日	
合併方式	新設合併	
事務所の位置	加美町役場	〒981-4292 加美郡加美町字西田三番 5 番地
	小野田支所	〒981-4392 加美郡加美町字長檀 75-2
	宮崎支所	〒981-4401 加美郡加美町宮崎字屋敷一番 52-4
人口 (H22. 3. 31 住民基本台帳)	26,330 人	
面積 (H21. 10. 1 国土地理院)	460.82 km ²	
全職員数 (H22. 4. 1 現在)	315 人	
議員定数 (H22. 4. 1 現在)	20 人	

(2) 合併の概要

①合併協議会の概要

合併協議会名	中新田町・小野田町・宮崎町合併協議会
設立年月日	平成14年11月8日
解散年月日	平成15年3月31日
開催状況	平成14年11月8日～平成15年3月7日（計8回） (加美郡四町合併協議会は平成14年2月5日～平成14年11月1日（計18回）)
組織	会長：中新田町長 星 明朗 副会長：宮崎町長 斎藤 昭夫 小野田町長 古内 栄輝 委員：29人（会長、副会長を含む。）
事務局	15人体制（中新田町5人、小野田町・宮崎町各4人、県2人） ※中新田町役場内

②主な合併協定の内容

議員の取扱い	在任特例適用（平成17年3月31日まで） ・特例定数 49人 ・条例定数 20人
庁舎の位置	旧中新田町役場
新市町名称の選定方法	事務局提案
農業委員会の取扱い	合併旧法8条に基づく在任特例適用（平成16年3月31日まで）
地方税の取扱い	・個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、鉱産税及び特別土地保有税の税率は3町に相違ないため現行のとおりとする。 ・入湯税は小野田町の例による。 ・中新田町の一部の区域に課税されている都市計画税は合併時に廃止する。
使用料、手数料等の取扱い	・適正な料金のあり方について検討し、新町において調整する。 ・文化施設及びその他特定目的のための施設使用料は、現行のとおりとする。 ・集会施設、社会体育施設、福祉関係施設、公園その他の

	施設使用料は、当面現行のとおりとし、2年以内に可能な調整を行う。
国民健康保険事業及び 介護保険事業	・国民健康保険税の税率は、合併時に定める。 ・介護保険の第1号保険者の保険料は、合併時まで介護保険事業計画策定の中で調整し、統一する。
上水道事業	水道の基本料金及び超過料金は、合併時に中新田町の例により統一する。
下水道事業	下水道使用料は、合併時に統一する。
町名、字名の取扱い	町の名称は、中新田町、小野田町及び宮崎町を加美町に置き換える、字の区域及び名称は現行のとおりとする。
行政区の取扱い	行政区の区域及び名称は、現行のとおりとする。
地域審議会の設置	有（中新田、小野田、宮崎）
地方自治区の設置	無

③合併までの経緯

【法定協議会設置前】

加美郡4町（中新田町、色麻町、小野田町、宮崎町）は、広域行政の実績や歴史的なつながりを背景に、平成10年5月29日に4町の町長や議會議長等で構成する「加美郡町村合併研究会」を設立し、市町村合併の意義や効果等について継続的に勉強会を行うなど、早くから4町合併について検討を進めてきた。

平成13年4月1日には、研究会を任意の合併協議会である「加美郡四町合併推進協議会」（以下「任意協議会」という。）へ発展的に移行し、合併に関する講演会や研修会、ニュースレターの配布など地域住民に情報提供するといった研究会の活動を引き継ぎながら、住民座談会の開催や将来ビジョンの策定など、一歩進んだ形で活動を実施し、合併についての議論も深められてきた。

任意協議会では住民意向調査の結果を踏まえ、合併賛成が反対を上回った場合に、法定協議会へ移行することについても確認した。平成13年12月に住民意向調査を実施し、合併に肯定的な回答が過半数の54.9%となったことから、平成14年1月15日に開催された会議において、法定協議会を設置すること及び合併の目標時期を平成15年4月とすることについて合意された。

これを受け、法定協議会設置議案について、中新田町、小野田町、宮崎町の3議会では1月25日に、色麻町議会では1月28日に可決され、法定協議会の設置が正式に決定。2月1日に法定協議会である「加美郡四町合併協議会」（以下、「4町合併協議会」という。）が設置された。

【法定協議会設置後】

4町合併協議会では、平成14年4月の第4回目の会議で、合併方式については新設合併に、合併期日については平成15年4月1日に決定した。

また、新市の名称については、4月の第3回協議会で小委員会を設置し選定方法を検討の上、候補を選定することと決定。全国公募の結果を踏まえ、小委員会において「加美」、「加美富士」、「新加美」、「加美大崎」、「加美郡（ごおり）」の5候補に絞り込み、8月の第13回協議会において、協議会委員の無記名投票の結果、「加美市」とすることに決定した。

議員の取扱いについては、在任特例の適用や期間について議論があったものの、7月の第10回協議会で2年間の在任特例を適用することで合意された。

庁舎については、6月の第8回協議会で、合併後当分の間、中新田町役場を本庁舎とし、将来の本庁舎の位置や建設の是非は新市で検討することが承認され、建設計画案にもその旨盛り込まれたものの、色麻町議会から「新庁舎建設は十年間凍結するという文言を建設計画案に明記すべき」との意見が出され、協議の結果、9月に開催された第15回協議会において「新庁舎建設は行わない」という文言を計画に盛り込むことが承認され、合併に必要な48の協定項目すべてについて協議が整い、合併協定調印式を10月22日行うこととした。

しかし、色麻町議会は9月24日に、合併問題に関して色麻町民の意向を確認するための住民意向調査の実施を町長に求める決議を可決したことから、色麻町長は合併の是非についての判断材料とするため、独自の住民意向調査の実施することとし、4町合併協議会も合併調印の延期を決めた。

色麻町は10月に住民意向調査を実施したところ、「平成15年4月1日に合併すべき」が34.49%、「もっと時間をかけて検討すべき」が35.99%、「合併する必要はない」が27.00%となり、平成15年4月の合併に多くの住民から理解が得られない結果となった。

この結果を踏まえ、色麻町長は10月29日に4町合併協議会会长（中新田町長）に対し、合併時期の延期を要請するものの、11月1日の第18回協議会にて反対多数で否決。4町合併協議会は計18回の会議をもって休止された。

中新田町、小野田町、宮崎町は、改めて3町により平成15年4月の合併を目指すこととし、平成14年11月8日にそれぞれ臨時会を開き、いずれの町議会も3町による法定協議会設置議案を可決。同日付で「中新田町・小野田町・宮崎町合併協議会」（以下、「3町合併協議会」という。）を設置した。

3町合併協議会では、4町協議を下地にしながら協議を進め、11月の第2回目の協議会で合併の方式を新設合併、合併期日を平成15年4月1日、新町の事務所を中新田町役場とし、将来の位置は新町で検討とすることなどを決定した。また、12月の第3回及び第4回協議会では新町の名称を加美町とすることや議員の取扱いにつ

いて2年間の在任特例を適用することなどを決定し、12月26日の第5回協議会で合併協定書案について承認され、計48の協定項目すべてについて協議が整った。

平成15年1月8日に合併協定調印式が行われ、翌9日には3町がそれぞれ臨時会において合併関連議案が可決された。

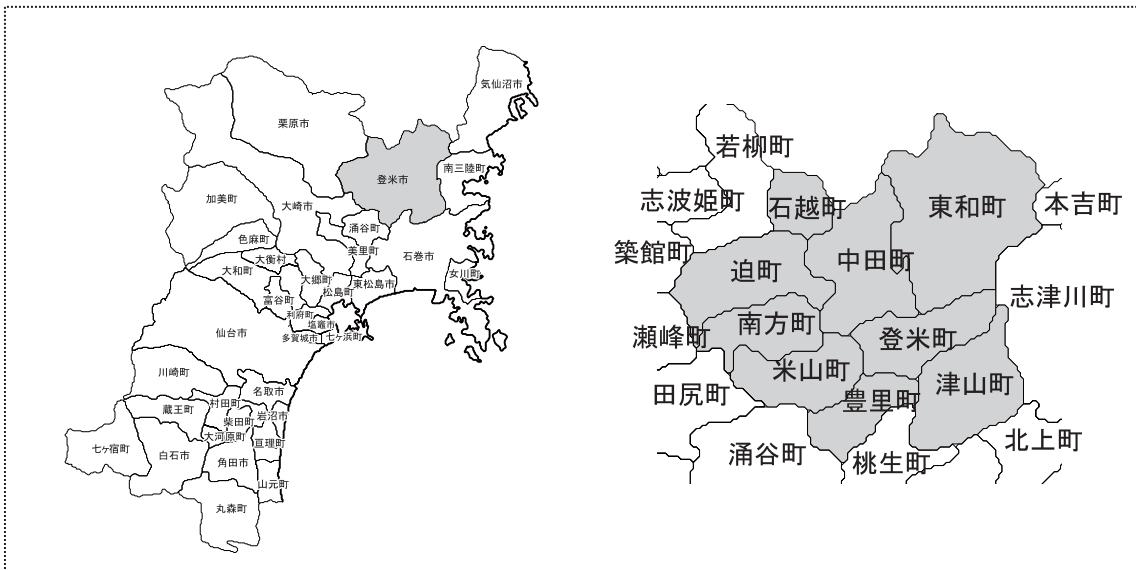
同月10日に知事に対し廃置分合申請が提出され、2月18日に県議会において廃置分合議案を可決、県は同日付で廃置分合を決定し、総務省へ届出を行った。

そして、3月13日に官報告示され、平成15年4月1日の加美町が誕生する運びとなった。

④合併までの取組経過

年月日	事項
平成10年5月29日	色麻町を含む加美郡4町で「加美郡町村合併研究会」設置
平成13年4月1日	色麻町を含む加美郡4町で「加美郡四町合併推進協議会」(任意協議会)設置
平成13年9月10日	合併重点支援地域に指定
平成14年2月1日	色麻町を含む加美郡4町で「加美郡四町合併協議会」(法定協議会)設置
平成14年10月	色麻町の住民意向調査の結果、①平成15年4月1日に合併すべき34.49%、②もっと時間をかけて検討すべき35.99%、③合併する必要はない27.00%
平成14年10月29日	色麻町長は住民意向調査の結果をもとに、平成15年4月1日の合併期日の延期を要請
平成14年11月1日	第18回協議会で色麻町の要請が否決され、4町による法定協議会が休止
平成14年11月8日	3町議会で法定協議会設置議案を可決
同日	「中新田町・小野田町・宮崎町合併協議会」設置
平成15年1月8日	合併協定調印式
平成15年1月9日	3町議会で合併関連議案すべてを可決
平成15年1月10日	廃置分合申請
平成15年2月18日	県議会で廃置分合議案可決
同日	知事の廃置分合決定
同日	新町の職務執行者を古内栄輝小野田町長に決定
平成15年3月13日	官報告示
平成15年4月1日	加美町誕生

2 登米市（とめし）



(1) 合併市町の概要

構成市町村	登米郡迫町, 同郡登米町, 同郡東和町, 同郡中田町, 同郡豊里町, 同郡米山町, 同郡石越町, 同郡南方町, 本吉郡津山町	
合併期日	平成 17 年 4 月 1 日	
合併方式	新設合併	
事務所の位置	登米市役所迫庁 舎・ 迫総合支所	〒987-0511 登米市迫町佐沼字 中江二丁目 6 番地 1
	登米市役所登米 庁舎・登米総合支 所	〒987-0792 登米市登米町寺池 目子待井 381 番地 1
	東和総合支所	〒987-0901 登米市東和町米川 字六反 55 番地 1
	登米市役所中田 庁舎・中田総合支 所	〒987-0602 登米市中田町上沼 字西桜場 18 番地
	豊里総合支所	〒987-0362 登米市豊里町小口

		前 80 番地
米山総合支所	〒987-0321 登米市米山町西野字的場 181 番地	
石越総合支所	〒989-4792 登米市石越町南郷字愛宕 81 番地	
登米市役所南方庁舎・南方総合支所	〒987-0401 登米市南方町新高石浦 130 番地	
津山総合支所	〒986-0401 登米市津山町柳津字本町 218 番地	
人口 (H22. 3. 31 住民基本台帳)	86, 289 人	
面積 (H21. 10. 1 国土地理院)	536. 38 km ²	
全職員数 (H22. 4. 1 現在)	1, 667 人	
議員定数 (H22. 4. 1 現在)	30 人	

(2) 合併の概要

①合併協議会の概要

合併協議会名	登米地域合併協議会
設立年月日	平成 15 年 4 月 1 日
解散年月日	平成 17 年 3 月 31 日
開催状況	平成 15 年 4 月 4 日～平成 17 年 3 月 8 日 (計 26 回)
組織	会長：石越町長 稲邊 正 副会長：中田町長 三浦 五郎 豊里町議会議長 野村 登喜治 委員：47 人 (会長、副会長を含む。)
事務局	27 人体制 (迫町、登米町、東和町、中田町、豊里町、米山町、石越町、南方町各 3 人、津山町 2 人、県 1 人) ※ 県迫合同庁舎内

②主な合併協定の内容

議員の取扱い	<p>定数特例適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例定数 48人 ・条例定数 30人 <p>新市の設置後最初に行われる選挙につき、選挙区設定 (各定数：迫町9人、登米町4人、東和町5人、中田町8人、豊里町4人、米山町6人、石越町4人、南方町5人、津山町3人)</p>
庁舎の位置	旧迫町役場
新市町名称の選定方法	<p>公募し、協議会で決定</p> <p>(候補：登米市、とめ市、田園登米市、水の里市、北宮城市、新登米市、佐沼市)</p>
農業委員会の取扱い	農業委員会等に関する法律34条に基づき平成17年7月19日まで存続
地方税の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税の個人均等割額は3,000円とする。 ・法人市民税、固定資産税、軽自動車税の税率は、9町に相違ないため現行のとおりとする。 ・入湯税は、合併時に50円に統一する。 ・町たばこ税、特別土地保有税は、9町に相違ないため現行のとおりとする。
使用料、手数料等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料は、適正な料金のあり方等について検討し、合併時まで調整する。 ・施設使用料は、原則として現行のとおりとする。 ・手数料は、合併時に統一する。
国民健康保険事業及び介護保険事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の税率は、新市において調整する。 ・介護保険料は、次期介護保険事業計画に基づき再算定し、平成18年度の保険料から統一する。
上水道事業	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道料金は、合併時に登米地方広域水道企業団の料金に統一する。 ・簡易水道料金は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
下水道事業	公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の各事業の使用料は、合併時に統一し、迫川広域公共下水道組合の料金体系に合わせる。
町名、字名の取扱い	町名の前に「登米市」を挿入して表示する。
行政区の取扱い	行政区の名称及び区域は、当面現行のままとする。

地域審議会の設置	有（迫、登米、東和、中田、豊里、米山、石越、南方、津山）
地方自治区の設置	無

③合併までの経緯

【法定協議会設置前】

登米郡8町（迫町、登米町、東和町、中田町、豊里町、米山町、石越町、南方町）では、登米地方町村会において合併への調査研究の話が持ち上がったのをきっかけに、町村合併を通じた地域の将来像について調査・研究を行うため、町長と町議会議長で構成する「登米地域合併研究会」を平成14年6月10日に設置し、その後、津山町が7月22日の第2回会議からオブザーバーとして参加した。津山町は、同年6月28日に本吉郡5町（志津川町、津山町、本吉町、唐桑町、歌津町）で設置された「市町村合併制度研究会」にも参加していたが、「枠組みそのものの検討を含めて、多方面から情報を集める」ため、登米の研究会にもオブザーバー参加を決めた。

研究会では、合併旧法期限内（平成17年3月）までの合併を念頭に、登米郡8町が前向きに合併協議を継続することで一致し、合併の具体論についての検討作業を行うために、研究会を発展的に解消し、12月6日に任意の合併協議会である「登米地域合併推進協議会」（以下「任意協議会」という。）を設立した。なお、津山町は引き続きオブザーバーとして参加した。

任意協議会では、平成15年1月に登米郡8町の合併について住民意向調査を実施。その結果、合併について「必要」が16.9%、「どちらかといえば必要」が10.8%、「必要と思うがよく検討した方がよい」が39.0%と、この3つを合わせると66.7%と、多数の住民が合併に肯定的な意向を持つことが明らかとなつたことから、2月12日の任意協議会において、各町が法定協議会の設置を3月議会に提案することと、津山町が登米郡への合流を希望した場合には、9町で議会に提案することを確認した。

一方、津山町では、合併の判断材料とするため、2月に独自に町民意向調査を実施。町民の約80%が合併を必要と回答し、そのうち73.8%が登米地方との合併を望む結果となった。津山町長はこれを受け、2月24日の町議会の合併に関する調査特別委員会で登米郡8町と合併する方針を明らかにし、特別委員会も賛成多数で津山町長の考えに同意することを決めた。3月3日に津山町長は登米郡8町の町長に対し、4月に設置を目指している法定協議会への参加を正式に申し入れ、了承された。

そして、登米郡8町及び津山町の町議会は、3月24日に一斉に臨時会を開き、9町による法定協議会設置議案を可決した。これにより、法定協議会の設置が正式に決定し、4月1日に法定協議会である「登米地域合併協議会」（以下、「合併協議会」という。）が設置された。

【法定協議会設置後】

合併協議会では、平成15年6月の第3回目の会議において、合併方式については新設合併に、新市の名称については公募することに決定した。

合併期日については、豊里町長の任期と電算システムの移行を考慮し、平成17年3月22日とすることに決定されたが、合併旧法の改正により経過措置として1年間延長される見通しとなったため、最終的には平成16年4月の第19回協議会において、「合併特例法の一部改正があった場合は、平成17年4月1日とする」とのただし書きを加えることと決定した。

新市の庁舎については、9町長が迫町内に置く方針で6月に基本合意した。一時、県の迫合同庁舎を有力候補とするものの、合同庁舎の活用は、合同庁舎移転に係る防災・通信設備等の移設費や合同庁舎の床面積を確保するための増築費等に多額の費用がかかるとして断念し、最終的には、平成16年1月の第14回協議会において、当分の間、新市の市役所を迫町役場とともに、迫町役場のみでは手狭なため、登米町と中田町、南方町の庁舎を分庁舎として活用することに決定した。

議員の取扱いについては、平成15年8月の第6回協議会で、①定数特例を活用し60人で選挙する、②在任特例を活用し154人の議員全員が1年間在任するという事務局案に対し、住民委員から「特例を適用せず、法定定数30人で合併時に改選すべき」との意見が相次いだ。このため、上記3案について議論となつたが、最終的な判断は会長一任となり、12月の第12回協議会で、定数特例を適用し、議員定数を48人とすることに決定となつた。また、新市の設置後最初に行われる選挙につき選挙区を設け、各選挙区の定数については、迫9、登米4、東和5、中田8、豊里4、米山6、石越4、南方5、津山3とすることも併せて決定した。

各町が新市に持ち寄る基金については、10月の第10回協議会で、財政調整基金は平成16年度標準財政規模の6%，減債基金は平成16年度普通会計起債残高の5%を持ち寄るよう努めることと決定した。

新市の名称については、公募の結果を踏まえ、「登米市」、「とめ市」、「田園登米市」、「水の里市」、「北宮城市」、「新登米市」、「佐沼市」などの案が候補となり、12月の第12回協議会で応募数が最も多いかった「登米市」に決定された。

そして、平成16年6月7日の第21回協議会で建設計画が承認され、計50の協定項目すべてについて協議が整つた。

6月19日に合併協定調印式が行われ、24日に9町がそれぞれ臨時会において合併関連議案を審議。その結果、廃置分合議案については全町で可決されたものの、登米町議会では財産処分議案が、米山町議会では議員の定数特例議案と地域審議会設置議案が、南方町議会では議員の定数特例議案が否決された。

このため、南方町においては7月5日に、登米町においては8日に、米山町においては9日にそれぞれ臨時会を開き、原案どおり再提案した結果、いずれの町にお

いても賛成多数で可決され、必要な町議会の議決が完了した。

7月16日に知事に対し廃置分合申請が提出され、10月13日に県議会において廃置分合議案を可決、県は同日付で廃置分合を決定し、総務省へ届出を行った。

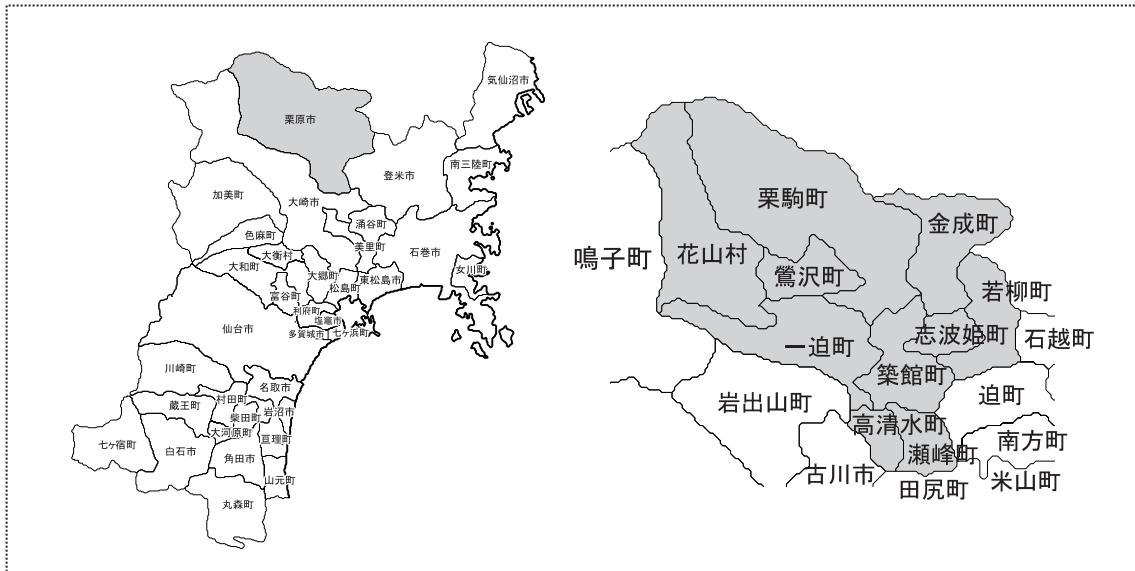
そして、11月10日に官報告示され、平成17年4月1日に登米市が誕生する運びとなった。

④合併までの取組経過

年月日	事項
平成14年6月10日	登米郡8町で「登米地域合併研究会」設置（本吉郡津山町はオブザーバー参加）
平成14年9月17日	登米郡8町を合併重点支援地域に指定
平成14年12月6日	登米郡8町で「登米地域合併推進協議会」（任意協議会）設置（本吉郡津山町はオブザーバー参加）
平成15年1月～2月	登米郡8町の住民意向調査の結果、全体の66.7%が合併の必要性を認識。（①必要 16.9%，②どちらかと言えば必要 10.8%，③必要と思うが良く検討した方が良い 39.0%，④どちらかと言えば必要ない 13.8%，⑤必要でない 10.9%，⑥無回答 8.6%）
平成15年2月	津山町の町民意向調査の結果、75.0%が登米地方との合併を選択（本吉地方 17.8%，石巻・桃生地方 7.2%）
平成15年3月3日	津山町長が登米郡8町の合併協議に参加表明
平成15年3月24日	各町議会で法定協議会設置議案を可決
同日	津山町を合併重点支援地域に追加指定
平成15年4月1日	法定協議会設置
平成16年3月5日	石越町議会は議員提案による住民投票条例案を反対多数（賛成6、反対8）で否決
平成16年6月19日	合併協定調印式
平成16年6月24日	各町議会で合併関連議案が提案され、登米町議会（財産処分議案を否決）、米山町議会（定数特例議案及び地域審議会設置議案を否決）及び南方町議会（定数特例議案を否決）以外の6町の議会においては、全議案を可決
平成16年7月5日	南方町議会で定数特例議案を可決
平成16年7月8日	登米町議会で財産処分議案を可決
平成16年7月9日	米山町議会で定数特例議案及び地域審議会設置議案を可決

平成 16 年 7 月 16 日	廃置分合申請
平成 16 年 10 月 13 日	県議会で廃置分合議案可決
同日	知事の廃置分合決定
平成 16 年 11 月 10 日	官報告示
平成 17 年 1 月 13 日	新市の職務執行者を稻邊正石越町長に決定
平成 17 年 4 月 1 日	登米市誕生

3 栗原市（くりはらし）



(1) 合併市町の概要

構成市町村	栗原郡築館町, 同郡若柳町, 同郡栗駒町, 同郡高清水町, 同郡一迫町, 同郡瀬峰町, 同郡鶯沢町, 同郡金成町, 同郡志波姫町, 同郡花山村	
合併期日	平成 17 年 4 月 1 日	
合併方式	新設合併	
事務所の位置	栗原市役所本庁舎	〒987-2293 栗原市築館薬師一丁目 7 番 1 号
	築館総合支所	〒987-2216 栗原市築館伊豆二丁目 6 番 1 号
	若柳総合支所	〒989-5592 栗原市若柳字川南戸ノ西 4 番地
	栗駒総合支所	〒989-5392 栗原市栗駒岩ヶ崎円鏡寺後 155 番地
	高清水総合支所	〒987-2186 栗原市高清水中町 39 番地
	一迫総合支所	〒987-2392 栗原市一迫真坂字

		清水田河前 5 番地
瀬峰総合支所	〒989-4592 栗原市瀬峰下藤沢 118 番地 1	
鶴沢総合支所	〒989-5492 栗原市鶴沢南郷辻前 74 番地 1	
栗原市役所金成 庁舎・金成総合支 所	〒989-5171 栗原市金成沢辺町沖 200 番地	
志波姫総合支所	〒989-5692 栗原市志波姫沼崎堰 畠 143 番地	
花山総合支所	〒987-2592 栗原市花山字本沢 北ノ前 77 番地	
人口 (H22. 3. 31 住民基本台帳)	77,340 人	
面積 (H21. 10. 1 国土地理院)	804.93 km ²	
全職員数 (H22. 4. 1 現在)	1,534 人	
議員定数 (H22. 4. 1 現在)	30 人	

(2) 合併の概要

①合併協議会の概要

合併協議会名	栗原地域合併協議会
設立年月日	平成 15 年 7 月 1 日
解散年月日	平成 17 年 3 月 31 日
開催状況	平成 15 年 7 月 3 日～平成 17 年 2 月 28 日 (計 24 回)
組織	会長：若柳町長 菅原 郁夫 副会長：築館町長 千葉 徳穂 瀬峰町議会議長 佐々木 幸一 委員：52 人 (会長、副会長を含む。)
事務局	25 人体制 (築館町、若柳町、栗駒町、一迫町各 3 人、高清水町、瀬峰町、鶴沢町、金成町、志波姫町、花山村各 2 人、県 1 人) ※県築館合同庁舎内

②主な合併協定の内容

議員の取扱い	<p>定数特例適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例定数 45人 ・条例定数 30人 <p>新市の設置後最初に行われる選挙につき、選挙区設定 (各定数: 築館町7人、若柳町7人、栗駒町7人、高清水町3人、一迫町5人、瀬峰町3人、鶯沢町3人、金成町4人、志波姫町4人、花山村2人)</p>
庁舎の位置	旧築館町役場
新市町名称の選定方法	<p>公募し、小委員会に付託し協議会で決定 (第一次選定結果: 北宮城市、くりこま高原市、栗原市、くりはら市、すばる市)</p>
農業委員会の取扱い	農業委員会等に関する法律 34条に基づき平成17年7月19日まで存続
地方税の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、鉱産税は、現行のとおり引き継ぐ。 ・入湯税は、栗駒町の例により調整し引き継ぐ。 ・特別土地保有税は、築館町の例により調整し引き継ぐ。
使用料、手数料等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・施設使用料は、現行のとおり引き継ぐ。 ・行政財産目的外使用料は、築館町の例により合併時まで調整する。
国民健康保険事業及び介護保険事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税は、合併特例法10条の規定を適用し、不均一課税とする。 ・介護保険料は、現行のとおり引き継ぎ、次期介護保険事業計画に基づき算定し、平成18年度より統一する。
上水道事業	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道の使用料は、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。 ・簡易水道の使用料は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道事業の使用料は、高清水町の例により新市において調整する。 ・合併処理浄化槽整備事業の使用料は、新市において調整する。 ・農業集落排水事業の使用料は、公共下水道事業の例による。
町名、字名の取扱い	・町名は、「栗原市〇〇（旧町村名のうち“町・村”部分

	を除く)」とする。 ・字名は、現行のまま新市に引き継ぐ。
行政区の取扱い	・行政区は、当面現行制度を継続する。 ・名称は、すべての行政区の名称の前に旧町村名（町、村の表記は除く）を付ける。
地域審議会の設置	有（築館、若柳、栗駒、高清水、一迫、瀬峰、鶯沢、金成、志波姫、花山）
地方自治区の設置	無

③合併までの経緯

【法定協議会設置前】

「築館町・志波姫町2町合併研究会」が平成13年3月に解散して以来、栗原郡では合併論議が進まなかつたが、平成14年5月に開催された栗原地方町村会の定例会で、栗原郡10町村の首長が合併についての研究を行うことで一致し、合併した場合のメリット等についての研究や住民への情報提供を目的に、8月8日に栗原郡10町村の首長と議会議長で構成する「栗原地域合併研究会」が発足した。

なお、栗駒町と金成町は、同時期に岩手県南部の一関市など9市町村で構成する「一関地方広域合併研究会」にもオブザーバーとして参加していたが、同研究会が任意合併協議会に移行する際に、両町は参加を見送った。

一方、高清水町と瀬峰町は、同研究会の他に、住民生活で深い関わりを持つ古川市など大崎地域の1市9町でつくる「大崎1市9町市町村合併事務研究会」にも参加した。

栗原地域合併研究会では、平成14年12月の会議において、平成15年2月に任意協議会を設置し、住民懇談会や住民アンケートの結果を踏まえ法定協議会への移行を目指すことを確認し、任意協議会への不参加を表明していた高清水町を除く栗原郡9町村で、平成15年2月5日に任意の合併協議会である「栗原地域合併推進協議会」（以下「栗原任意協議会」という。）を設立した。なお、任意協議会の設立に先立って開かれた研究会の解散総会において、高清水町長から、町民の意思を確認後に任意協議会への参加もあるとの意向が示され、9町村とも高清水町に門戸を開けておくことを確認した。

瀬峰町では、平成15年2月に設置された大崎地域の任意合併協議会である「大崎地方合併推進協議会」にも参加したが、3月に栗原と大崎どちらの合併の枠組みを選ぶかを問う住民意向調査を実施。その結果、43.8%が「栗原地域との合併を望む」と回答し、「大崎地域との合併を望む」の回答35.4%を上回ったことから、大崎の任意協議会から離脱し、栗原地域の枠組みで合併に取り組むことを決定した。

高清水町では、平成15年1月15日に町議会の全員協議会で栗原任意協議会参加

について議論するものの、意見が分かれたため、高清水町長は栗原、大崎それぞれの任意協議会に参加しない意向を示したが、合併を求める高清水町の住民有志が2月12日に法定協議会設置についての直接請求を行った。高清水町長は、住民の意思を尊重したいとして、3月に合併に関する住民意向調査を実施した結果、合併に賛成とする回答が75.5%となり、そのうち栗原との合併希望とする回答が51.1%で、大崎との合併を希望する回答47.7%を上回ったことから、高清水町は意向調査の結果に従い4月15日の第4回から会議に参加した。栗原任意協議会は、ここで栗原郡10町村の参加を得た。なお、高清水町の住民有志からなされた法定協議会の直接請求については、高清水町が栗原任意協議会に参加し、法定協議会設置に向けた検討が進んだことなどから、各町村は結局設置議案を各議会に付議しなかった。

栗原任意協議会では、平成15年5月に、瀬峰町と高清水町を除く8町村で住民意向調査を実施。その結果、合併について「必要」が23.6%、「どちらかといえば必要」と「必要だが、よく検討した方が良い」の回答を加えると、合併に肯定的な回答が74.2%となったことから、6月24日に各町村議会が法定協議会設置議案を可決し、法定協議会の設置が正式に決定。7月1日に法定協議会である「栗原地域合併協議会」（以下、「合併協議会」という。）が設置された。

【法定協議会設置後】

合併協議会では、平成15年8月の第2回及び第3回の会議において、合併方式は新設合併に、合併期日は平成17年3月14日に、新市の名称は公募し協議会の小委員会で選定することに決定した。新市の名称は、公募した中から小委員会が「栗原市」、「くりはら市」、「北宮城市」、「くりこま高原市」、「すばる市」の5候補に絞り込み、12月の第10回協議会で最終的に「栗原市」とすることと決定した。

平成16年1月の第11回協議会では、新庁舎について、当分の間、築館町役場とすることを決定した。また、議員の取扱いについて、定数特例を適用し、議員定数を45とすること、新市の設置後最初に行われる選挙に限り選挙区を設け、各選挙区の定数は、築館、若柳、栗駒は各7、一迫5、金成、志波姫が各4、高清水、瀬峰、鶯沢が各3、花山が2とすることを決定した。

平成16年4月21日の第18回協議会で、合併旧法が1年間延長される見通しとなったことに伴い、「合併特例法の一部改正があった場合は、平成17年4月1日とする」とのただし書きを加えること等について承認され、計48の協定項目すべてについて協議が整った。

栗駒町、鶯沢町、花山村の3町村においては、協定項目の協議が終了したことにより、平成16年4月から5月にかけて、それぞれ合併についての住民意向の再調査を実施。その結果、栗駒町では合併に「賛成」が50.7%に対し「反対」が15.3%、鶯沢町では「賛成」が43.9%に対し「反対」が13.4%、花山村では「賛成」が47.2%

対し「反対」が28.4%と、いずれも合併に賛成が反対を上回った。

平成15年6月19日に合併協定調印式が行われ、6月25日に各町村が臨時会において合併関連議案を審議した結果、9町村で可決されたものの、若柳町においては廃置分合議案が1票差で否決される結果となった。

このため、若柳町長は、住民意向調査を実施した上で、合併議案を再提案する方針を示したが、7月5日の全員協議会において住民投票を求める議員発議があり、7日の臨時会において合併についての賛否を問う住民投票の条例案が全会一致で可決された。住民投票は7月25日に実施され、「合併賛成」が71.7%と「合併反対」28.3%を大きく上回る結果となったことから、翌26日に臨時会を開き、合併関連議案すべてを全会一致で可決された。

平成16年8月4日に知事に対し廃置分合申請が提出され、10月13日に県議会において廃置分合議案が可決、県は同日付で廃置分合を決定し、総務省への届出を行った。

そして、11月10日に官報告示され、平成17年4月1日に栗原市が誕生する運びとなった。

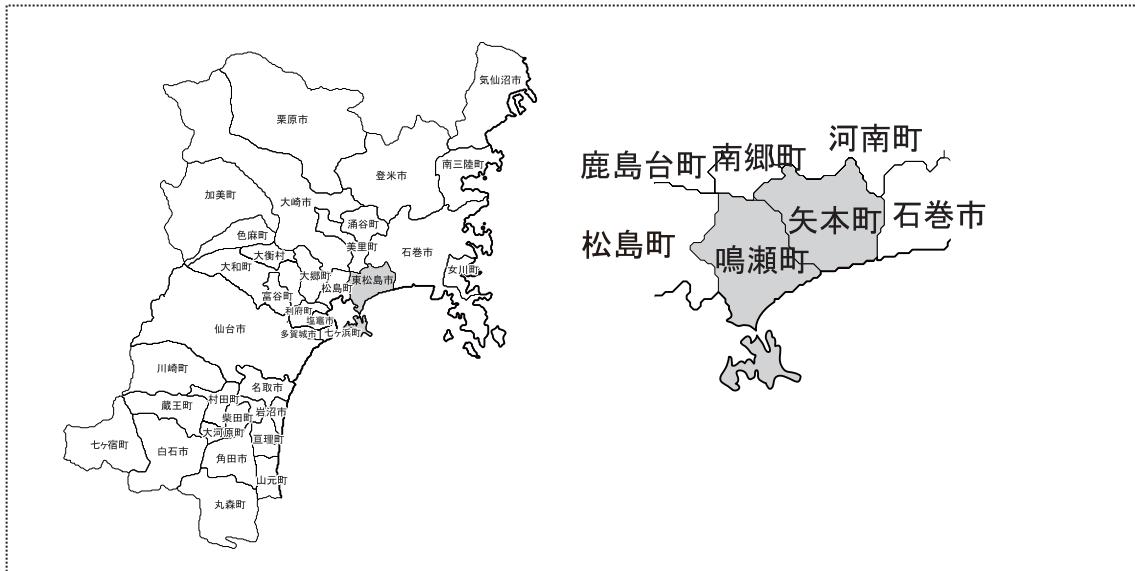
④合併までの取組経過

年月日	事項
平成9年11月	10町村で法定協議会設置を求める住民発議。築館町、栗駒町、志波姫町以外の7町村が議会に付議せず不成立。
平成10年6月29日	「築館町・志波姫町2町合併研究会」設置
平成13年3月27日	2町合併ではメリットが薄い等の理由から「築館町・志波姫町2町合併研究会」を解散。
平成14年4月8日	栗駒町、金成町は岩手県の「一関地方広域合併研究会」にオブザーバー参加
平成14年8月8日	栗原郡10町村で「栗原地域合併研究会」設置
平成14年10月2日	高清水町、瀬峰町が「大崎1市9町市町村合併事務研究会」に参加
平成15年2月5日	高清水町を除く栗原郡9町村で「栗原地域合併推進協議会」(任意協議会)設置
平成15年2月12日	高清水町で栗原郡10町村による法定協議会設置の直接請求
平成15年2月28日	瀬峰町は大崎地方1市6町とともに「大崎地方合併推進協議会」(任意協議会)設置
平成15年3月	瀬峰町の町民意向調査の結果、43.8%が栗原地域との合併

	を選択（大崎地域 35.4%, どちらでも良い 12.3%, その他 2.6%, 合併反対 3.4%, 無回答 2.5%）
平成 15 年 3 月 14 日	瀬峰町長は、町議会特別委員会で栗原郡の枠組みでの合併推進を表明
平成 15 年 3 月 17 日	高清水町を除く栗原郡 9 町村を合併重点支援地域に指定
平成 15 年 3 月	高清水町の町民意向調査の結果、75.5%が合併を選択（積極的に進めるべき 47.5%, どちらかと言うと合併した方が良い 28.0%, どちらかと言うと町単独でいく方が良い 4.7%, 町単独でいくべき 2.7%, 判断できない 5.1%, 関心がない 2.0%）。枠組みについては 51.1%が栗原郡を選択（大崎地方 1 市 6 町 47.7%, その他 1.2%）。
平成 15 年 4 月 15 日	高清水町が「栗原地域合併推進協議会」（任意協議会）に加入
平成 15 年 4 月 21 日	高清水町を合併重点支援地域に追加指定
平成 15 年 5 月	高清水町、瀬峰町を除く栗原郡 8 町村の住民意向調査の結果、全体の 74.2%が合併の必要性を認識。（①必要 23.6%, ②どちらかと言えば必要 13.7%, ③必要と思うが良く検討した方が良い 36.9%, ④どちらかと言えば必要ない 13.5%, ⑤必要ない 8.1%, ⑥無回答等 4.2%）
平成 15 年 6 月 24 日	各町村議会で法定協議会設置議案を可決
平成 15 年 7 月 1 日	法定協議会設置
平成 16 年 4～5 月	栗駒町、鶯沢町、花山村で実施された合併の是非を問う意向調査の結果、いずれも賛成多数（栗駒町：賛成 50.7% 反対 15.3%, 鶯沢町：賛成 43.9% 反対 13.4%, 花山村：賛成 47.2% 反対 28.4%）
平成 16 年 6 月 19 日	合併協定調印式
平成 16 年 6 月 25 日	各町村議会で合併関連議案が提案され、若柳町議会（廃置分合議案を否決）以外の 9 町村の議会においては、全議案を可決
平成 16 年 7 月 7 日	若柳町議会は、議員提案による住民投票条例案を全会一致で可決
平成 16 年 7 月 25 日	若柳町の住民投票の結果、合併賛成 71.7%, 反対 28.3%
平成 16 年 7 月 26 日	若柳町議会で再提案された合併関連議案を可決
平成 16 年 8 月 4 日	廃置分合申請
平成 16 年 10 月 13 日	県議会で廃置分合議案可決

同日	知事の廃置分合決定
平成16年11月10日	官報告示
平成17年2月25日	新市の職務執行者を佐藤覚次郎一迫町長に決定
平成17年4月1日	栗原市誕生

4 東松島市（ひがしまつしまし）



(1) 合併市町の概要

構成市町村	桃生郡矢本町, 同郡鳴瀬町	
合併期日	平成 17 年 4 月 1 日	
合併方式	新設合併	
事務所の位置	東松島市役所	〒981-0503 東松島市矢本字 上河戸 36 番地 1
	東松島市役所鳴瀬 庁舎・鳴瀬総合支所	〒981-0303 東松島市小野字 新宮前 5
人口 (H22. 3. 31 住民基本台帳)	43,337 人	
面積 (H21. 10. 1 国土地理院)	101.86 km ²	
全職員数 (H22. 4. 1 現在)	343 人	
議員定数 (H22. 4. 1 現在)	22 人	

(2) 合併の概要

①合併協議会の概要

合併協議会名	矢本町・鳴瀬町合併協議会
設立年月日	平成15年4月1日
解散年月日	平成17年3月31日
開催状況	平成15年4月7日～平成17年3月16日（計27回）
組織	会長：矢本町長 大森 栄治郎 副会長：鳴瀬町長 成澤 孝志 委員：26人（会長、副会長を含む。）
事務局	8人体制（矢本町4人、鳴瀬町3人、県1人） ※矢本町役場内

②主な合併協定の内容

議員の取扱い	特例適用なし・選挙区設定なし ・条例定数 24人（新市の設置後最初に行われる選挙のみ26人）
庁舎の位置	旧矢本町役場
新市町名称の選定方法	小委員会を設置し、選定方法を検討の上、公募の後、候補を選定し協議会で決定。 (候補：あおい市、青空市、奥松島市、滝山市、東松島市、松海市、未来市、桃生市)
農業委員会の取扱い	合併旧法8条に基づく在任特例適用（平成17年7月19日まで）
地方税の取扱い	・個人市民税、固定資産税、軽自動車税の税率は、差異がないため、現行のとおり引き継ぐ。 ・法人市民税、市たばこ税、特別土地保有税は、差異がないため、現行のとおり引き継ぐ。 ・鉱産税、水利地益税は、新市においては課税しない。 ・入湯税は、鳴瀬町の例により引き継ぐ。
使用料、手数料等の取扱い	・社会教育施設、社会体育施設使用料は、矢本町の例により調整し引き継ぐ。 ・その他の施設使用料は、現行のとおり引き継ぐ。 ・道路占用料、公共物占用料及び公園を占用する場合の使用料は、鳴瀬町の例により調整し引き継ぐ。 ・手数料は、鳴瀬町の例により調整し引き継ぐ。

国民健康保険事業及び介護保険事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の税率は、平成16年度及び17年度はそれぞれ旧町の例によるものとし、平成18年度から統一する。 ・介護保険料は、矢本町の例により統一する。ただし、平成16年度は、それぞれ旧町の例による。
下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道使用料は、鳴瀬町の例により引き継ぐ。ただし、平成16年度は、それぞれ旧町の例による。 ・農業・漁業集落排水使用料は、合併時までに調整し、公共下水道使用料と統一する。ただし、平成16年度は、それぞれ旧町の例による。
町名、字名の取扱い	字の名称及び区域については、現行のとおりとする。
行政区の取扱い	行政区の名称及び区域は、現行のとおりとする。
地域審議会の設置	無
地方自治区の設置	無

③合併までの経緯

【法定協議会設置前】

住民の合併に対する関心の高まりを背景に、石巻地域10市町（石巻市、河北町、矢本町、雄勝町、河南町、桃生町、鳴瀬町、北上町、女川町、牡鹿町）は、平成14年7月3日に首長と議会議長で構成する「石巻広域合併調査研究会」を設置した。研究会では、合併特例法の期限を踏まえ、10市町による任意の合併協議会を平成15年1月末に設置する方針を確認した。

このような中、矢本町議会では、平成14年8月8日の市町村合併調査特別委員会で、「石巻地域10市町の枠組みでは合併特例法の期限内の合併が間に合わない」などとして、矢本町、鳴瀬町、河南町の3町の枠組みによる合併を支持する意見が大半を占め、3町議会の代表で研究会を設ける方針を決定した。鳴瀬町議会も、市町村合併問題調査特別委員会が合併の具体的な枠組みの方向性を探るため、平成14年11月に枠組み案の対象となる矢本町議会や河南町議会、石巻市議会、松島町議会との意見交換会を実施した。特に、矢本町議会との意見交換では、双方から両町の連帶意識を強調する意見が多く出され、また、河南町を加えた3町合併の検討継続を支持する雰囲気で意見交換がなされるなど、両町議会において、2町もしくは3町の枠組みによる合併案が醸成されて行った。

鳴瀬町長は、平成14年9月6日の町議会において、「3町合併案は積極的に進めて行くに値する」と答弁し、11月18日には、矢本町長に対し、河南町を加えた3町合併について正式に申し入れを行った。また、翌19日には、矢本町議会が矢本町

長に対し、「合併については、政策の合意形成が比較的容易と判断される鳴瀬町、河南町との3町案、または鳴瀬町との2町案を基本にすべき」との申し入れを行った。

一方、河南町長は11月21日に鳴瀬町長に対し、石巻地域10市町の枠組みで合併を進めたい意向を明言した。また、河南町議会も鳴瀬町議会との意見交換の結果、3町案には否定的な考えが示されたこともあり、3町による合併案の実現が難しい状況となった。

このような状況を踏まえ、矢本町長は、12月11日の町議会において、石巻地域10市町の枠組みでの合併には当面加わらない考えを正式に示し、また、鳴瀬町長も12月18日の町議会全員協議会において、石巻圏の任意協議会には参加せず、矢本町との合併を目指すことを正式に表明した。

平成15年1月30日に、矢本町長と鳴瀬町長は、合同記者会見で、2町による新設合併を推進する方針を正式に発表した。2月21日には法定協議会設置を目指すために、両町長や両議会議長等で構成する合併準備委員会を発足させ、3月20日に両町議会において、法定協議会設置議案をそれぞれ全会一致で可決した。そして、4月1日に法定協議会である「矢本町・鳴瀬町合併協議会」（以下、「合併協議会」という。）が設置された。

【法定協議会設置後】

合併協議会では、平成15年7月の第3回目の会議において、合併方式は新設合併に、合併期日は平成17年3月31日までを目標にすること、新市の事務所は矢本町役場とすることに決定した。なお、合併期日については、合併特例法の改正により、特例措置が1年間延長されたことを踏まえ、平成16年7月の第19回協議会において平成17年4月1日に対することを決定した。

また、平成15年9月の第4回及び第5回協議会では、議員の取扱いと新市の名称について協議した。

議員の取扱いについては、在任特例・定数特例とも適用せず、議員定数は24とし、新市の設置後最初に行われる選挙のみ26とすることに決定し、併せて、選挙区も設けないこととした。

新市の名称については、公募し、小委員会で候補を選定の上協議会で決定することを確認し、公募結果を踏まえ、小委員会が「あおい市」、「青空市」、「奥松島市」、「滝山市」、「東松島市」、「松海市」、「未来市」、「桃生市」の8候補を選定したことを受け、最終的に平成16年1月の第9回協議会で委員による投票の結果、「東松島市」に決定した。

そして、平成16年8月の第21回協議会で、継続協議となっていた一部事務組合の取扱いについても決定し、計55の協定項目すべてについて協議が整い、9月3日に合併協定調印式が行われ、13日に両町議会において合併関連議案をそれぞれ全会

一致で可決した。

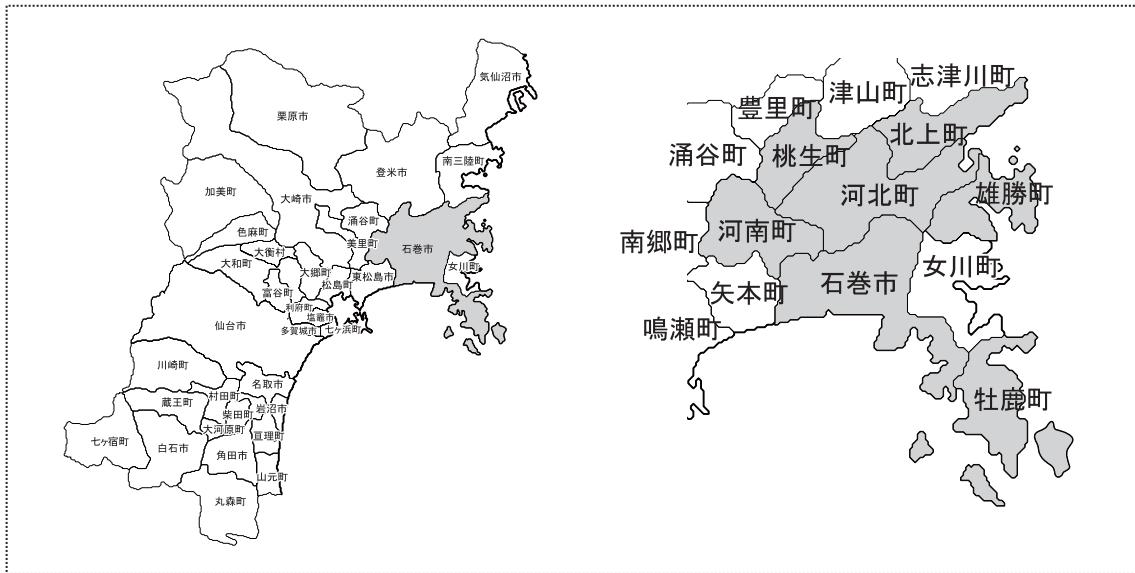
9月24日に知事に対し廃置分合申請が提出され、12月16日に県議会において廃置分合議案が可決、県は同日付で廃置分合を決定し、総務省への届出を行った。

そして、1月17日に官報告示され、平成17年4月1日に東松島市が誕生する運びとなった。

④合併までの取組経過

年月日	事項
平成14年7月3日	石巻地域10市町で「石巻広域合併調査研究会」設置
平成14年11月18日	鳴瀬町長が矢本町長に河南町を含めた3町合併を申入れ
平成14年11月19日	矢本町議会は石巻地域10市町による合併特例法期限内の合併は現実的でないとして、鳴瀬町、河南町との3町案か鳴瀬町との2町案を基本とするよう矢本町長に申入れ
平成14年11月21日	河南町長は鳴瀬町長に対し3町案を拒否したことを言明
平成15年1月30日	矢本町長と鳴瀬町長は、合同記者会見で2町合併の推進を表明
平成15年2月21日	合併準備委員会設置
平成15年3月20日	両町議会で法定協議会設置議案を可決
同日	合併重点支援地域に指定
平成15年4月1日	法定協議会設置
平成16年9月3日	合併協定調印式
平成16年9月13日	両町議会で合併関連議案すべてを全会一致で可決
平成16年9月24日	廃置分合申請
平成16年12月16日	県議会で廃置分合議案可決
同日	知事の廃置分合決定
平成17年1月17日	官報告示
平成17年1月21日	新市の職務執行者を成澤孝志鳴瀬町長に決定
平成17年4月1日	東松島市誕生

5 石巻市（いしのまきし）



(1) 合併市町の概要

構成市町村	石巻市, 桃生郡河北町, 同郡雄勝町, 同郡河南町, 同郡桃生町, 同郡北上町, 牡鹿郡牡鹿町	
合併期日	平成 17 年 4 月 1 日	
合併方式	新設合併	
事務所の位置	石巻市役所本庁舎	〒986-8501 石巻市穀町 14 番 1 号
	河北総合支所	〒986-0195 石巻市相野谷字旧会所前 12 番地 1
	雄勝総合支所	〒986-1334 石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑 84 番地 1
	河南総合支所	〒987-1101 石巻市前谷地字黒沢前 7 番地
	桃生総合支所	〒986-0313 石巻市桃生町中津山字江下 10 番地
	北上総合支所	〒986-0201 石巻市北上町十三浜字月浜 88 番地 2

	牡鹿総合支所	〒986-2523 石巻市鮎川浜鬼形山1番地13
人口 (H22.3.31住民基本台帳)	163,594人	
面積 (H21.10.1国土地理院)	555.78 km ²	
全職員数 (H22.4.1現在)	1,799人	
議員定数 (H22.4.1現在)	34人	

(2) 合併の概要

①合併協議会の概要

合併協議会名	石巻地域合併協議会
設立年月日	平成15年7月25日
解散年月日	平成17年3月31日
開催状況	平成15年8月7日～平成17年3月14日（計28回）
組織	<p>会長：石巻市長 土井 喜美夫 副会長： 桃生牡鹿町村会会長 河北町長 太田 実 (H15.7.1～H16.4.9) 雄勝町長 山下 壽郎 (H16.4.10～H17.3.31) 石巻市議会議長 佐藤 健治 (H15.7.1～H16.1.15) 内海 源助 (H16.1.16～H16.5.5) 松川 昭 (H16.5.6～H17.3.31) 桃生牡鹿町議会議長会副会長 北上町議会議長 武山 吉夫 (H15.7.1～H16.4.1) 北上町議会議長 佐藤 功 (H16.5.12～H17.3.31) 委員：37人（会長、副会長を含む。）</p>
事務局	19人体制（石巻市6人、他6町各2人、県1人） ※県石巻合同庁舎内

②主な合併協定の内容

議員の取扱い	特例適用なし・選挙区設定なし ・条例定数 34人
庁舎の位置	旧石巻市役所
新市町名称の選定方法	小委員会を設置し、公募の後、候補を選定し協議会で決定。 (候補：石巻市、いしのまき市、新石巻市、南三陸市、日和市、石の巻市)
農業委員会の取扱い	合併旧法 8 条に基づく在任特例適用（平成 17 年 7 月 19 日まで）
地方税の取扱い	1 市 6 町で差異のない税目の税率は現行のとおりとし、差異のあるものは次のとおりとする。 ・法人市町村民税の法人割は、石巻市の税率に合併時に統一する。ただし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度間に限り、現行の税率を採用し、不均一課税とする。 ・特別土地保有税は、石巻市、河南町、北上町、牡鹿町の例により合併時に統一する。 ・鉱産税は、石巻市、河南町、北上町、牡鹿町の例により合併時に統一する。 ・都市計画税は、石巻市の例により合併時に統一する。ただし、合併前に課税していない河南町の都市計画区域の市街化区域は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度間に限り課税しない。 ・軽自動車税は、石巻市、北上町、牡鹿町の例により合併時に統一する。 ・入湯税は、石巻市の例により合併時に統一する。
使用料、手数料等の取扱い	・施設使用料は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料は可能な限り統一する。 ・事務手数料は、原則として合併時に統一する。
国民健康保険事業及び介護保険事業	・国民健康保険税の税率は、平成 22 年度までは不均一課税とし、平成 23 年度に統一する。 ・介護保険料は、平成 17 年度までは現行のとおり不均一課税とし、第 3 期介護保険事業計画策定時に合わせて、平成 18 年度からは統一する。
上水道事業	・上水道の料金は、合併時までに調整する。

下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> 下水道使用料は、現行のとおり新市に引き継ぎ、段階的に調整し、合併後5年以内に統一料金とする。 農業及び漁業集落排水事業の使用料は、合併後5年以内に公共下水道との整合性を図る。
町名、字名の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 町及び字の区域は、現行のとおりとする。 町及び字の名称は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 石巻市：市名を付し、従来の大字及び小字を継承。「大字」の字句は削除。 河北町：市名を付し、河北町の名称は残さず、従来の大字及び小字を継承。「大字」の字句は削除。 雄勝町：市名を付し、現行地名を継承。「大字」の字句は削除。 河南町：市名を付し、河南町の名称は残さず、従来の大字及び小字を継承。 桃生町：市名を付し、現行地名を継承。 北上町：市名を付し、現行地名を継承。名称は「きたかみまち」を「きたかみちょう」に変更。 牡鹿町：市名を付し、牡鹿町の名称は残さず、従来の大字及び小字を継承。「大字」及び「字」の字句は削除。
行政区の取扱い	行政区の区域及び名称は、現行のとおりとする。
地域審議会の設置	無
地方自治区の設置	無

③合併までの経緯

【法定協議会設置前】

石巻地域10市町（石巻市、河北町、矢本町、雄勝町、河南町、桃生町、鳴瀬町、北上町、女川町、牡鹿町）は、平成14年7月3日に首長と議會議長で構成する「石巻広域合併調査研究会」を発足し、10市町の枠組みによる合併について検討を進め、平成15年1月末に任意の合併協議会を設置する方針について確認したが、平成14年12月26日の研究会で、2町合併を目指す矢本町と鳴瀬町、原発立地という地域事情のある女川町が任意協議会への不参加を表明した。また、住民説明会が終わったばかりで意思決定していないとして態度を保留した牡鹿町長も、平成15年2月3日に行った女川町長との会談において、住民や町議会の意向等も踏まえ女川町との2町合併を目指す考えを示し、5日の研究会で任意協議会への不参加を表明し、その

結果、24日に設置された「石巻地区1市5町任意合併協議会」（以下「任意協議会」という。）には、石巻市のほか、河北町、雄勝町、河南町、桃生町、北上町の5町が参加することとなった。

一方、牡鹿町から2町合併の意向を示された女川町は、平成15年3月から合併に関する住民意識調査を実施した結果、6割以上が単独を選択する結果となった。また、牡鹿町議会でも4月2日の全員協議会において、女川町で開催された住民懇談会の結果、二町合併に否定的な意見が目立つこと等の理由により、「両町による合併論議は白紙撤回すべき」とする意見を全会一致で決議した。また、8日には臨時会を開き、任意協議会への参加を申し入れる議員提案を全員一致で可決したことを受け、牡鹿町長が任意協議会への加入を申し入れた結果、5月15日の会議において承認され、任意協議会の名称を「1市6町」に変更し、改めて1市6町の枠組みにより合併を目指すこととなった。

そして、6月5日の任意協議会において、翌月に法定協議会へ移行することを確認し、その後の各市町議会における法定協議会設置議案の可決を経て、7月25日に法定協議会である「石巻地域合併協議会」（以下、「合併協議会」という。）が設置された。

【法定協議会設置後】

合併協議会の初会合に先立ち、石巻市議会の広域合併推進特別委員会において、合併の枠組みが10市町から7市町と変わったとして、編入合併論が急浮上した。これに対し、これまで新設合併を前提に議論を重ねてきたとして、6町は町長と議会議長が連名で、平成15年7月18日に合併方式は新設とするよう申し入れる文書を石巻市長に提出し、石巻市長も石巻市議会の各会派に、合併方式は新設とするよう要請を行った。

このような中、8月7日に開かれた第1回目の会議で、合併方式について議論されたが、石巻市議会の意見集約が済んでいないとして結論は次回に持ち越しになった。石巻市議会は、27日に合併方式についての意見集約を行った結果、新設方式だけでなく編入方式も議論することを条件に法定協議会の決定に従うことを確認した。その結果、翌28日の第2回協議会において、合併方式は新設合併に決定するとともに、合併期日を平成17年3月の合併特例法期限とすること、新市の名称や事務所位置、議員の取扱い等については小委員会で協議することなども併せて確認した。

新市の名称については、小委員会において公募することとし、公募の結果、小委員会は「石巻市」、「いしのまき市」、「新石巻市」、「南三陸市」、「日和市」、「石の巻市」の6候補を選定し、12月の第8回協議会において「石巻市」とすることを決定した。また、新市の事務所については、11月の第7回協議会において石巻市役所にすることと決定した。

また、議員の取扱いについては、各市町の議会が定数特例や在任特例の活用の是非について意見が分かれたため、継続協議となつた。

合併協議が進む中、平成16年3月8日に河北町議会の合併調査特別委員会が、合併による行政サービスの低下や、合併反対の住民が多いことなどを理由として、合併協議会からの離脱を決議し、16日には町議会で「当分の間、自立の道を歩むことを要望する」との決議案を可決した。このため、19日に6市町長が河北町長に対し、合併の枠組みに残るよう要請するものの、河北町長は25日に「議会の離脱決議を重く受け止める」として町議会に合併協議会からの離脱議案を提出し、賛成多数で可決されたことから、同日、合併協議会会长である石巻市長に対し、合併協議会離脱を正式に申し入れた。

河北町の離脱を受け、残る6市町は4月8日の第14回合併協議会で、河北町を除く6市町により新たな合併協議会を設置することで合意した。これを受け、5月24日に各市町は臨時会で新たな合併協議会の設置議案を可決し、翌26日に「石巻地域1市5町合併協議会」（以下「1市5町協議会」という。）を設置した。なお、1市6町の合併協議会については、河北町が枠組みに戻る場合に直ちに協議を再開できるよう、休止の取扱いとした。

1市5町協議会では、5月28日の第1回目の会議で、7市町で既に合意した40の協定項目のうち、合併方式や新市の名称など34項目は河北町離脱の影響がないとして合意することを確認し、特例の活用で議論のあった議員の取扱いについては、7月の協議会で、在任特例や選挙区などの特例を活用せず、定数34で選挙を行うことを決定した。

一方、河北町では、合併離脱に反対する町民有志が、3月下旬から合併の是非を問う住民投票条例の直接請求に向けた署名活動を開始した。有権者の5割を超える署名を集め、5月20日に河北町長に対し住民投票条例制定の直接請求を行い、6月14日の町議会で住民投票条例案が可決された。その後、石巻地区1市5町との合併の是非を問う住民投票を7月11日に実施したところ、合併賛成が57.5%に達し、反対を上回る結果となつた。この結果を受け、河北町長は住民投票の結果を尊重するとして、8月10日の臨時会に合併協議会に再加入する議案を提出し、賛成多数で可決されたことから、翌11日に開かれた1市5町協議会に河北町長と河北町議会議長が出席し、合併協議会への再加入を申し入れた。

6市町はこれを受け、1市5町協議会を休止した上で1市6町による合併協議会を再開する方針を決定した。そして、8月19日に5ヶ月ぶりとなる第16回目の協議会を開き、合併協定書調印や各議会での合併議決を得るスケジュールなどを確認した。9月23日の第18回合併協議会で合併期日を平成17年4月1日とすることや、議員の特例は活用しないことなどについて決定し、計60の協定項目すべてについて協議が整つた。

平成16年10月30日に合併協定調印式が行われ、11月9日から10日にかけて各市町が臨時会において合併関連議案を審議したところ、6市町で可決されたものの、桃生町では合併協定について先送りの項目が多く時期尚早などとして廃置分合議案が否決される結果となった。

このため、桃生町長は11月19日に再度臨時会を開き合併関連議案を再提案した結果、賛成多数で可決され、必要な市町議会の議決が完了した。

11月24日に知事に対し廃置分合申請が提出され、12月16日に県議会において廃置分合議案を可決、県は同日付で廃置分合を決定し、総務省へ届出を行った。

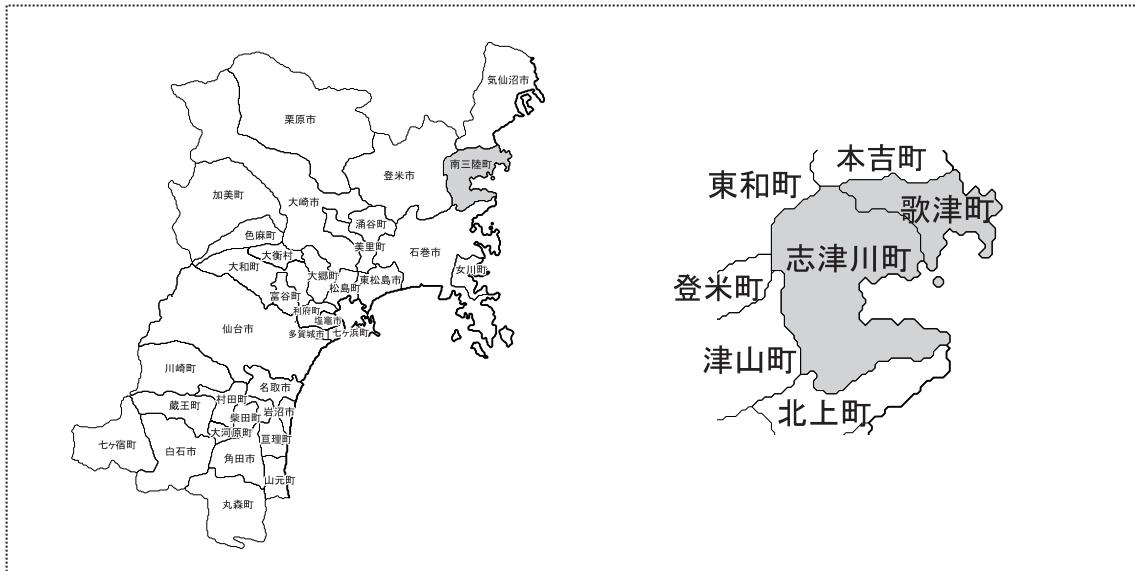
そして、平成17年1月17日に官報告示され、平成17年4月1日に新たな石巻市が誕生する運びとなった。

④合併までの取組経過

年月日	事項
平成14年7月3日	石巻地域10市町で「石巻広域合併調査研究会」設置
平成14年11月19日	矢本町議会は石巻地域10市町による合併特例法期限内の合併は現実的でないとして、鳴瀬町、河南町との3町案か鳴瀬町との2町案を基本とするよう矢本町長に申入れ
平成14年12月9日	菅原康平石巻市長が石巻ルネッサンス館をめぐる問題の責任を取り辞任
平成14年12月26日	第4回研究会の席上、矢本、鳴瀬、女川の3町長が任意協議会への不参加を表明
平成15年2月5日	第5回研究会の席上、牡鹿町長が女川町との合併を目指すとして任意協議会への不参加を表明
平成15年2月24日	矢本、鳴瀬、牡鹿、女川の4町を除く6市町で「石巻地区1市5町任意協議会」設置
平成15年3月17日	石巻市、河北町、雄勝町、河南町、桃生町、北上町を合併重点支援地域に指定
平成15年3月～4月	女川町の住民意識調査の結果、6割以上が単独を選択（どことも合併せず単独19.2%，当面単独でその後は状況により判断47.1%，牡鹿町と合併4.7%，牡鹿町と合併しその後は状況により判断9.5%，他町と合併3.2%，石巻広域合併9.3%，わからない7.0%）
平成15年5月15日	第4回任意協議会で牡鹿町の加入を承認。「石巻地区1市6町任意合併協議会」に改称
平成15年5月27日	牡鹿町を合併重点支援地域に追加指定

平成 15 年 6 月～7 月	各市町議会で法定協議会設置議案を可決（河南町 6/10, 北上町 6/18, 雄勝町 6/20, 牡鹿町 6/23, 石巻市 7/7, 河北町 7/22, 桃生町 7/23）
平成 15 年 7 月 25 日	法定協議会設置
平成 16 年 3 月 25 日	河北町議会本会議で合併協議会からの離脱を申し入れる旨の議案を可決
同日	河北町長が合併協議会会长（石巻市長）に離脱を申入れ
平成 16 年 5 月 26 日	河北町を除く 6 市町で「石巻地域 1 市 5 町合併協議会」設置。「石巻地域合併協議会」を休止
平成 16 年 6 月 14 日	河北町議会は、直接請求による住民投票条例案を全会一致で可決
平成 16 年 7 月 11 日	河北町の住民投票の結果、合併賛成 4,857 票 (57.5%)、反対 3,597 票 (42.5%)
平成 16 年 8 月 11 日	河北町長が合併協議会会长に合併協議会への復帰を申入れ
平成 16 年 8 月 19 日	「石巻地域合併協議会」を再開
平成 16 年 10 月 30 日	合併協定調印式
平成 16 年 11 月 9 日	石巻市議会で合併関連議案をすべて可決
平成 16 年 11 月 10 日	石巻市を除く 6 町の議会で合併関連議案が提案され、桃生町議会（廃置分合議案を否決）以外の 5 町の議会においては、全議案を可決
平成 16 年 11 月 19 日	桃生町議会で再提案された合併関連議案を可決
平成 16 年 11 月 24 日	廃置分合申請
平成 16 年 12 月 16 日	県議会で廃置分合議案可決
同日	知事の廃置分合決定
平成 17 年 1 月 17 日	官報告示
平成 17 年 2 月 1 日	新市の職務執行者を山下壽郎雄勝町長に決定
平成 17 年 4 月 1 日	石巻市誕生

6 南三陸町（みなみさんりくちょう）



(1) 合併市町の概要

構成市町村	本吉郡志津川町, 同郡歌津町	
合併期日	平成 17 年 10 月 1 日	
合併方式	新設合併	
事務所の位置	南三陸町役場	〒986-0792 本吉郡南三陸町 志津川字塩入 77 番地
	歌津総合支所	〒988-0453 本吉郡南三陸町 歌津字伊里前 91 番地
人口 (H22. 3. 31 住民基本台帳)	17,815 人	
面積 (H21. 10. 1 国土地理院)	163.74 km ²	
全職員数 (H22. 4. 1 現在)	352 人	
議員定数 (H22. 4. 1 現在)	16 人	

(2) 合併の概要

①合併協議会の概要

合併協議会名	志津川町・歌津町合併協議会
設立年月日	平成 15 年 8 月 1 日
解散年月日	平成 17 年 9 月 30 日
開催状況	平成 15 年 8 月 11 日～平成 17 年 8 月 31 日（計 27 回）
組織	会長：志津川町長 佐藤 仁 副会長：歌津町長 牧野 駿 委員：32 人（会長、副会長を含む。）
事務局	9 人体制（志津川町 5 人、歌津町 3 人、県 1 人） ※県志津川合同庁舎内

②主な合併協定の内容

議員の取扱い	特例適用なし・選挙区設定なし ・条例定数 22 人
庁舎の位置	旧志津川町役場
新市町名称の選定方法	公募し、協議会で決定。 (候補：南三陸町（ちょう）、リアス町、南三陸町（まち）、志歌町、志津歌（しづか）町、しづがわ町、志津歌（しづか）町、しづがわ町、りあす町)
農業委員会の取扱い	合併旧法 8 条に基づく在任特例適用（平成 18 年 7 月 19 日まで）
地方税の取扱い	個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税及び特別土地保有税の税率は、両町に相違がないため、現行のとおりとする。
使用料、手数料等の取扱い	使用料は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一施設の使用料は、可能な限り合併時に統一する。
国民健康保険事業及び介護保険事業	・国民健康保険税の税率は、合併時の次年度から統一した税率を適用することとし、新町で調整する。 ・介護保険事業の保険料について、平成 17 年度は、合併前の各町の範囲においてそれぞれ現行のとおりの額とし、平成 18 年度以降は、新町において策定する次期介護保険事業計画に基づき、統一した保険料額を定める。
水道業務	・上水道料金は現行のとおりとし、合併時の次年度から 2 年以内に統一する。

	<ul style="list-style-type: none"> 簡易水道料金は、上水道と同様にする。
下水道業務	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道使用料は、現行のとおりとし、合併時の次年度から3年以内に統一する。 漁業集落排水施設使用料は、現行のとおりとし、合併時の次年度から3年以内に調整する。
町名、字名の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 町、字の区域は、現行のとおりとする。 町、字の名称は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 志津川町志津川地域：「志津川」を「南三陸町志津川」に置き換える、続けて新たに「字」の表記を加える。 志津川町戸倉地域・入谷地域：「志津川町」を「南三陸町」に置き換える。 歌津町：「歌津町」を「南三陸町歌津」に置き換える。
行政区の取扱い	行政区の区域及び名称は、現行のとおりとし、必要に応じて合併後に調整する。
地域審議会の設置	無
地方自治区の設置	無

③合併までの経緯

【法定協議会設置前】

本吉郡5町（志津川町、津山町、本吉町、唐桑町、歌津町）の町長は、合併の効果や問題点などを調査、研究するため、平成14年6月28日に「市町村合併制度研究会」を設置。7月には5町の議長も加わった。

11月12日には、気仙沼市と本吉郡5町の市町長と議会議長が、広域合併を協議するために会合を開き、歌津町長と本吉町長が広域合併を主張したが、反対意見が多数を占め、「現時点での広域合併実現の可能性はない」との認識で一致し、各市町が隣接する自治体や登米圏との合併を視野に個別の協議を重ねていくことを決めた。

志津川町は、合併問題について検討してきた府内研究会が11月29日に、現時点でも最も合理的かつ現実的な合併として「志津川、歌津、津山の三町合併が理想」とする報告書を提出し、これを受け、志津川町長は、早急に3町による任意の合併協議会を設けたい意向を示した。

一方、本吉郡4町での合併推進を打ち出していた歌津町長は、12月11日に関係3町長を訪ね、歌津町の考えに理解を求めるものの、気仙沼市、唐桑町との1市2町による合併を目指す本吉町長は否定的な考えを示し、志津川町長と、登米郡の任意

協議会にもオブザーバー参加していた津山町長は、共に考えを明確にしなかった。

その後、津山町では、平成15年1月に実施した町民意向調査で、合併を必要と回答したうちの75.0%が登米地方との合併を望む結果となったことから、3月3日に津山町長は登米郡8町の合併協議会への参加を正式に申し入れた。これを受け、志津川町長は3月4日の定例会で歌津町との2町合併を目指す方針を表明し、同月12日に志津川町と歌津町は、両町の課長や合併担当職員等で構成する「市町村合併に関する本吉郡南部自治体研究会」を設置した。

また、歌津町は、本吉町を含めた本吉郡3町の枠組みによる合併を目指したもの、5月21日に本吉町が気仙沼市、唐桑町と法定協議会を設置したこともあり、歌津町長は23日に町議会の「市町村合併に関する特別委員会」で志津川町との合併推進を表明した。

そして、6月27日に両町の町長や助役、議會議長等で構成する「志津川町・歌津町合併協議会準備会」を発足し、7月25日には両町の町議会が臨時会を開き、法定協議会設置議案とともに全会一致で可決し、8月1日に法定協議会である「志津川町・歌津町合併協議会（以下、「合併協議会」という。）が設置された。

【法定協議会設置後】

合併協議会では、平成15年9月の第2回目の会議において、合併特例法期限内の平成17年3月末までに新設合併を目指すことを決定した。なお、合併期日については、平成16年6月の第13回協議会で、合併旧法が1年間延長される見通しとなつたことを踏まえ、平成17年4月1日に変更された。

新町名については、10月の第3回協議会において、公募することを決定し、平成16年1月の第6回協議会で、応募のあった名称から15点に絞り込み、委員の投票で最多票を獲得した「南三陸町」とすることと決定した。

議員の取扱いについては、在任特例を適用するかどうかで協議を重ねたものの結論が出ず、協議会に判断を委ねることとなり、最終的には平成16年3月の第9回協議会で委員による無記名投票を行った結果、在任特例を適用しないことと決定した。また、4月の第10回協議会で定数を22とし、選挙区制を採用しないことと決定した。

新庁舎については、平成15年10月の第3回協議会で「合併後当分の間、現在の志津川町を本庁とし、歌津町役場を総合支所とする」という案が提示され、その後、平成16年6月の第14回協議会では、「庁舎建設等検討委員会（仮称）を設置し、新町で検討する」という文言を追加した調整案を承認した。

8月の第17回協議会で、事務組織と機構の取扱いを決定し、計48の協定項目すべてについて協議が整ったものの、歌津町議会は8月11日の臨時会で、合併には継続して議論が必要として議員から提出された「合併期日の延期を求める決議案」が

賛成多数で可決されることとなった。

このような中、9月18日に合併協定調印式が行われ、22日に両町議会で合併関連議案を審議した結果、志津川町議会においては全議案が可決されたものの、歌津町議会では廃置分合議案が否決される結果となった。

歌津町長は、志津川町長から合併関連議案の早急な再提出を求める文書が提出されたことや、合併推進を訴える歌津町の住民グループから全有権者の65.5%にあたる署名簿が提出されたことを受け、10月29日に臨時会を開き合併関連議案を再提出したものの、合併期日の延期を主張する議会側が、議案を特別委員会に付託して継続審議となった。

このため、11月に開かれた第20回協議会において、協議会長の志津川町長から、電算システムの統合などが間に合わないとして、合併期日を延期せざるを得ないとの報告があり、合併期日の延期について全会一致で承認し、12月の第21回協議会において、合併期日を平成17年10月1日に変更することを決定した。これに伴い、歌津町長は12月定例会で、先に提出していた合併関連議案を撤回した。

12月27日の第22回協議会では、新庁舎の位置について、歌津町が統一意見として出した「新町の均衡ある発展、利便性や防災対策を考慮し、2年内に着手する」との移転を検討する案が承認され、すべての協定項目が改めて承認された。

平成17年1月19日に再度合併協定調印式が行われ、2月4日に両町議会が臨時会を開き、合併関連議案を両町議会とも全会一致で可決した。

2月9日に知事に対し廃置分合申請が提出され、3月18日に県議会において廃置分合議案が可決、県は同日付で廃置分合を決定し、総務省への届出を行った。

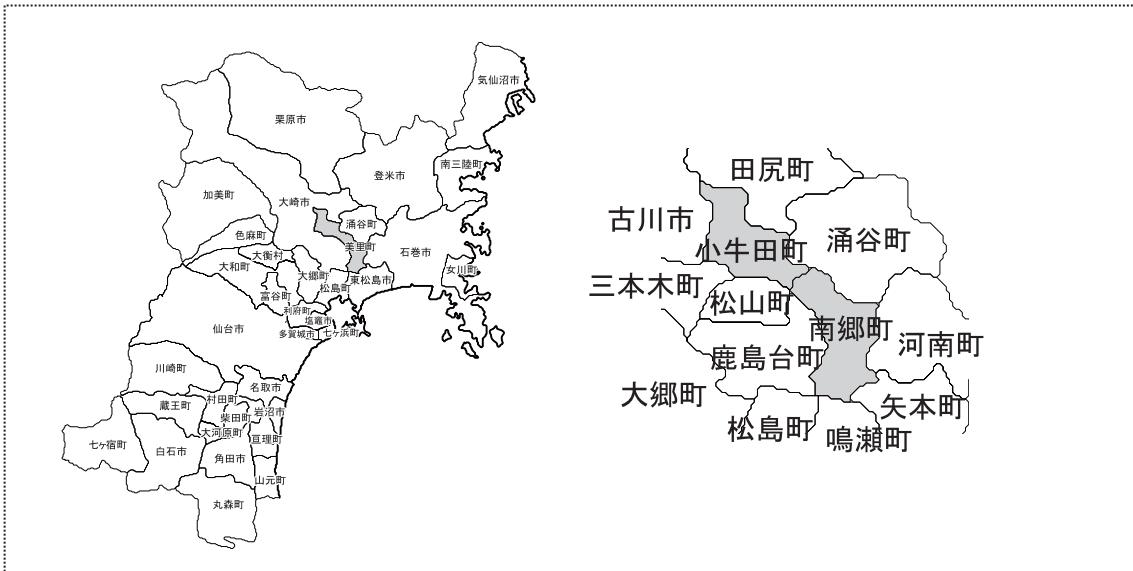
そして、4月15日に官報告示され、平成17年10月1日に南三陸町が誕生する運びとなった。

④合併までの取組経過

年月日	事項
平成14年6月28日	本吉郡5町で「市町村合併制度研究会」設置
平成14年11月29日	志津川町の庁内研究会が志津川、津山、歌津の3町合併が理想とする報告書を提出
平成14年12月11日	郡南部4町合併の方針を示した歌津町長の説明に対し、本吉町長が気仙沼市、唐桑町との枠組みを基本とする考えを示したほか、他の2町長からも賛同を得られず
平成15年3月3日	津山町長が町民意向調査の結果を受けて、登米郡8町の合併協議に参加表明
平成15年3月12日	志津川町、歌津町の2町で「市町村合併に関する本吉郡南

	部自治体研究会」設置
平成 15 年 6 月 27 日	「志津川町・歌津町合併協議会設立準備会」設置
平成 15 年 7 月 22 日	合併重点支援地域に指定
平成 15 年 7 月 25 日	両町議会で法定協議会設置議案を可決
平成 15 年 8 月 1 日	法定協議会設置
平成 16 年 8 月 11 日	歌津町臨時議会において、新町の事務所の位置の議論が不十分などとして「合併期日の延期を求める決議」を可決
平成 16 年 9 月 18 日	合併協定調印式
平成 16 年 9 月 22 日	両町議会に合併関連議案が提案され、志津川町議会では全議案を可決、歌津町議会では廃置分合議案を否決
平成 16 年 10 月 20 日	歌津町の住民グループによる「まちづくり検討委員会」が、平成 17 年 4 月 1 日の合併を求める 2,917 人分（有権者の 65.5%）の署名簿を請願書とともに歌津町議会議長に提出
平成 16 年 10 月 29 日	歌津町議会に再提案された合併関連議案は、特別委員会に付託され継続審査に
平成 16 年 11 月 29 日	第 20 回協議会で合併期日の延期を決定
平成 16 年 12 月 9 日	第 21 回協議会で合併期日を平成 17 年 10 月 1 日に決定
平成 16 年 12 月 16 日	歌津町長は、合併期日が延期されたことから再提案した合併関連議案を撤回
平成 17 年 1 月 19 日	合併協定調印式
平成 17 年 2 月 4 日	両町議会で合併関連議案すべてを全会一致で可決
平成 17 年 2 月 9 日	廃置分合申請
平成 17 年 3 月 18 日	県議会で廃置分合議案可決
同日	知事の廃置分合決定
平成 17 年 4 月 15 日	官報告示
平成 17 年 9 月 21 日	新町の職務執行者を牧野駿歌津町長に決定
平成 17 年 10 月 1 日	南三陸町誕生

7 美里町（みさとまち）



(1) 合併市町の概要

構成市町村	遠田郡小牛田町, 同郡南郷町	
合併期日	平成 18 年 1 月 1 日	
合併方式	新設合併	
事務所の位置	美里町役場本庁舎	〒987-8602 遠田郡美里町北浦字駒米 13 番地
	美里町役場南郷庁舎	〒989-4205 遠田郡美里町木間塚字中央 1 番地
人口 (H22. 3. 31 住民基本台帳)	25,592 人	
面積 (H21. 10. 1 国土地理院)	75.06 km ²	
全職員数 (H22. 4. 1 現在)	285 人	
議員定数 (H22. 4. 1 現在)	16 人	

(2) 合併の概要

①合併協議会の概要

合併協議会名	小牛田町・南郷町合併協議会
設立年月日	平成 17 年 2 月 4 日
解散年月日	平成 17 年 12 月 31 日
開催状況	平成 17 年 2 月 8 日～平成 17 年 12 月 22 日（計 13 回） (小牛田町・涌谷町・南郷町合併協議会は平成 15 年 7 月 2 日～平成 16 年 12 月 17 日（計 26 回）)
組織	会長：小牛田町長 佐々木 功悦 副会長：南郷町長 佐々木 千新 委員：18 人（会長、副会長を含む。）
事務局	11 人体制（小牛田町 6 人、南郷町 4 人、県 1 人） ※旧小牛田町水道事業所内

②主な合併協定の内容

議員の取扱い	特例適用なし <ul style="list-style-type: none"> ・条例定数 16 人（新町の設置後最初に行われる選挙に限り 18 人） ・新町の設置後最初に行われる選挙に限り、選挙区設定（各定数：小牛田町 12 人、南郷町 6 人）
庁舎の位置	旧小牛田町役場
新市町名称の選定方法	公募し、協議会で決定。 (第一次選定結果：美里町、江鳴町、遠田（とおだ）町、小牛田町、こごた町、遠田（とうだ）町)
農業委員会の取扱い	合併旧法 8 条に基づく在任特例適用（平成 18 年 4 月 19 日まで）
地方税の取扱い	・町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税の税率は、2 町に相違がないため、現行のとおりとする。 ・都市計画税は、小牛田町の都市計画区域について現行のとおり課税する。
使用料、手数料等の取扱い	協定項目で確認された使用料及び手数料等以外の使用料及び手数料等は、負担の公平の原則から、適正な料金のあり方等について合併時までに調整する。
国民健康保険事業及び	・国民健康保険税の税率は、応能・応益割合 50:50 を基本

介護保険事業	とし、所得割、均等割、平等割の三方式とする。 ・介護保険料は、平成17年度に限り現行のとおりとし、平成18年度から統一する。
上水道事業	水道料金は、当分の間、現行料金とし合併後に調整する。
下水道事業	公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料及び地域下水処理場使用料は、当分の間、現行料金とし合併後に調整する。
町名、字名の取扱い	字の名称及び区域は、現行のとおりとする。ただし、字の名称は、地域住民の意向を尊重し調整する。
行政区の取扱い	行政区の区域及び名称は、現行のとおりとする。
地域審議会の設置	無
地方自治区の設置	無

③合併までの経緯

【法定協議会設置前】

平成14年4月末に涌谷町長の呼びかけにより行われた大崎東部の6町（涌谷町、田尻町、小牛田町、南郷町、松山町、鹿島台町）の町長による市町村合併問題についての会合をきっかけに、6町は5月30日に担当職員による「大崎東部市町村合併研究会」を設立。研究会による調査報告書がまとまったことを受け、12月11日に6町の町長と議会議長が合併問題について協議し、平成15年1月早々にも任意の合併協議会の設置を目指す方針を決めた。

一方、古川市長の呼びかけにより、平成14年7月22日に大崎1市9町（古川市、三本木町、岩出山町、鳴子町+上記6町）の助役や合併担当課長等で構成する「大崎1市9町市町村合併事務研究会」を設立し（後に栗原郡の高清水町と瀬峰町も参加）、12月5日に古川市長が同研究会の席上で、平成15年2月末頃に任意の合併協議会を設置したい意向を示すなど、同じ時期に大崎東部6町の枠組みと並行して、大崎1市9町を中心とした枠組みによる市町村合併についても検討されることとなった。

このような中、平成15年1月24日に大崎東部6町の町長と議会議長が合併問題について協議を行ったところ、古川市を中心とした任意協議会への参加を検討する町があることから、合併の枠組みについては各町独自の判断で決めるなどを確認し、2月10日に遠田郡4町（涌谷町、田尻町、小牛田町、南郷町）の町長と議会議長が改めて合併について協議した結果、古川市を中心とした任意協議会への参加を希望する田尻町を除く3町により合併を目指すことで一致した。

小牛田町と南郷町は2月から3月にかけてそれぞれ住民意向調査等を実施したと

ころ、両町とも遠田郡3町の合併の枠組みについて賛成が過半数を超える結果となつたことから、涌谷町を含めた3町は5月16日に任意の合併協議会である「小牛田町・涌谷町・南郷町合併推進協議会」を設立し、7月1日の法定協議会への移行を目指し、将来構想などの検討が進められた。

この間、小牛田町では、大崎地方の広域合併を望む住民団体から、合併の枠組みを問う住民投票条例の制定を求める直接請求がなされたが、6月9日の小牛田町議会は臨時会で同条例の制定に関する議案を否決した。この結果を受け、小牛田町長は住民投票に代わり住民意向調査を実施した結果、3町合併を推進する町の方針について、「進めるべき」が38.4%と「見直すべき」30.5%を上回ったことから、3町は6月25日から26日にかけてそれぞれ町議会で法定協議会設置議案を可決した。

そして、当初7月1日に予定した設置日を早め、6月26日に法定協議会である「小牛田町・涌谷町・南郷町合併協議会」（以下、「3町合併協議会」という。）が設置された。

【法定協議会設置後】

3町合併協議会では、平成15年7月の第1回目の会議において、合併方式は新設合併にすることや、平成17年3月31日までに合併することなどを決定した。

新市の名称については、8月の第2回協議会で小委員会を設置して検討することを確認した。そして、公募で集まった名称の中から小委員会で新市名称候補として「遠田市」、「黄金市」、「江鳴市」、「小田市」を選定し、平成16年2月の第10回協議会において、委員の投票により「遠田市」とすることと決定した。

庁舎の位置については、小委員会の協議結果を踏まえ、平成16年4月の第13回協議会で小牛田町役場とすることと決定したが、涌谷町長が、新市庁舎を小牛田町役場とした協議会の経緯を理由に、22日の町議会全員協議会で合併協議を休止する方針を示した。そして、議会の裁決を経て、涌谷町長は23日に合併協議会会长に対し協議会休止を申し入れた。

協議会会长である小牛田町長は涌谷町長に対し休止申し入れの撤回を要請するものの、涌谷町が7月20日の町議会全員協議会で休止申し入れの撤回には応じないことを決定したことを受け、30日の第18回協議会で協議の休止を確認した。

その後、小牛田町長及び南郷町長から庁舎位置の協定項目に「新市の均衡ある発展や地理的要件など住民の利便性を考慮する」などの内容を加えることを提案されたことを受け、涌谷町長は9月14日に開会した定例会の全員協議会で、協議に復帰する考えを表明し、議会も復帰を支持する意見が大勢を占めたことから、29日に協議会を再開した。

29日の第19回協議会では、庁舎の位置については、当分は小牛田町役場を本庁舎とするものの、新たに建設する際は「新市の均衡ある発展や地理的要件など住民

の利便性を考慮する」などの一文を協定項目に加えることや、合併期日を平成17年4月1日に変更することなどを決定した。また、特例を適用するかどうかで継続協議となっていた議員の取扱いについては、11月18日の第25回協議会で、合併後4ヶ月間は在任特例を適用し、その後の定数を22人とすることを決定し、協定項目すべてについて協議が整った。

この間、10月19日に涌谷町の住民団体が、涌谷町に対し合併の是非を問う住民投票条例の制定を求め直接請求を行い、涌谷町は11月2日に町議会で住民投票条例を可決し、12月12日に住民投票を行った結果、合併反対が54.9%と賛成43.9%を上回ったことから、15日に開いた議会臨時会で合併協議会からの離脱議案について審議し、賛成多数で可決した。このため、涌谷町長が同日、3町合併協議会会长の小牛田町長に対し、3町合併協議会からの離脱を申し入れたことから、17日の第26回協議会で、3町合併協議会の解散を決定した。

小牛田町と南郷町は、2町による合併を検討するため、20日に「小牛田町・南郷町市町村合併事務研究会」を設置した。研究会は平成17年1月13日に両町長に対し「2町が合併特例法期限内に合併することが最も必要かつ現実的」とする最終報告書を提出した。

これを受け、小牛田町は1月下旬に2町合併の是非を問う住民意向調査を実施した結果、2町合併が良いとする回答が50.90%と過半数を超えたことから、両町は2月4日に議会臨時会を開き、2町による法定協議会設置議案を可決し、同日「小牛田町・南郷町合併協議会」(以下、「2町合併協議会」という。)が設置された。

2町合併協議会では、2月に開かれた第1回から第4回の会議において、合併の方式を「新設合併」にすることや、新町の名称は公募の上選定すること、合併期日を平成18年1月1日に行うこと、新町の本庁位置を小牛田町役場とすることなどを決定した。

3月5日の第5回協議会では、新町の名称について、公募した候補の中から、委員投票の結果により「美里町」とすることや、議員の取扱いについて、特例を適用せず定数は16人とし、激変緩和のため初回選挙のみ18人とすることなどを決定し、計56の協定項目すべてについて協議が整い、3月19日に合併協定調印式が行われ、25日に両町議会において合併関連議案をそれぞれ可決した。

3月28日に知事に対し廃置分合申請が提出され、7月7日に県議会において廃置分合議案が可決、県は同日付で廃置分合を決定し、総務省への届出を行った。

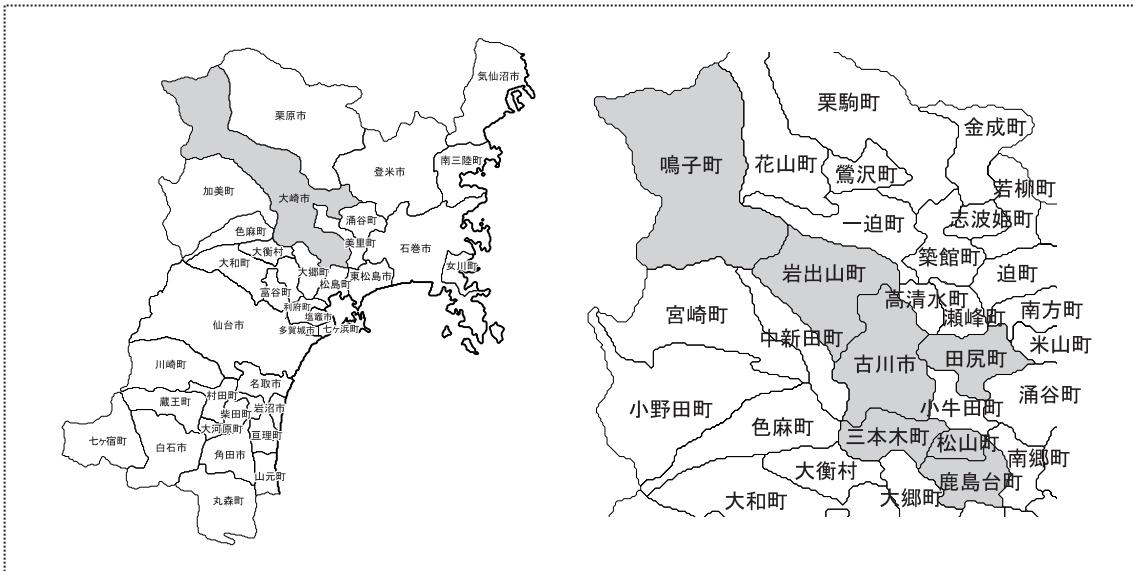
そして、8月29日に官報告示され、平成18年1月1日に美里町が誕生する運びとなった。

④合併までの取組経過

年月日	事項
平成 14 年 5 月 30 日	遠田郡 4 町と志田郡松山町、鹿島台町の 6 町で「大崎東部市町村合併研究会」設置
平成 14 年 7 月 22 日	古川市、志田郡 3 町、玉造郡 2 町、遠田郡 4 町で「大崎 1 市 9 町市町村合併事務研究会」設置
平成 15 年 1 月 24 日	大崎東部 6 町の町長・議長会議で合併の枠組みは各町独自の判断で進めることを確認
平成 15 年 3 月	南郷町の住民意向調査の結果、遠田郡 3 町（涌谷、小牛田、南郷）の合併について、過半数が賛成（賛成 34.2%，どちらかと言えば賛成 20.1%，どちらかと言えば反対 8.2%，反対 10.2%，分からぬ 11.9%，町の判断で決めて欲しい 11.3%，未回答・無効 4.2%）
同上	小牛田町の住民アンケート調査の結果、合併の枠組みについて「遠田郡 4 町を基本とする」が 50.7%，「大崎 1 市 9 町・栗原 2 町を基本とする」が 47.2%（未回答 2.1%）
平成 15 年 5 月 6 日	「小牛田町・涌谷町・南郷町合併推進協議会設立準備会」設置
平成 15 年 5 月 16 日	「小牛田町・涌谷町・南郷町合併推進協議会」（任意協議会）設置
平成 15 年 5 月 27 日	合併重点支援地域に指定
平成 15 年 6 月 9 日	小牛田町議会は、直接請求による住民投票条例案を反対多数（賛成 6，反対 11）で否決
平成 15 年 6 月	小牛田町の住民意向調査の結果、小牛田町・涌谷町・南郷町の 3 町による合併について、「町の方針どおり進めるべき」が 38.4%と最多を占めた。（「町の方針を見直すべき」30.5%，「議会の判断で決めて欲しい」13.0%，「合併する必要はない」9.1%，「わからない」9.0%）
平成 15 年 6 月 25 日	涌谷町、南郷町の両町議会で法定協議会設置議案を可決
平成 15 年 6 月 26 日	小牛田町議会で法定協議会設置議案を可決
同日	「小牛田町・涌谷町・南郷町合併協議会」（法定協議会）設置
平成 16 年 6 月 23 日	涌谷町長が合併協議会会长に対し協議会休止の申し入れ
平成 16 年 7 月 30 日	第 18 回協議会で合併協議会の休止を確認
平成 16 年 9 月 29 日	合併協議会を再開

平成 16 年 12 月 12 日	涌谷町の合併の是非を問う住民投票の結果、反対 54.9%，賛成 43.9%（無効 1.2%）
平成 16 年 12 月 15 日	涌谷町長が合併協議会会长に離脱の申し入れ
平成 16 年 12 月 17 日	第 26 回協議会で合併協議会の解散を決定 ※平成 17 年 2 月 15 日解散
平成 16 年 12 月 20 日	「小牛田町・南郷町市町村合併事務研究会」設置
平成 17 年 1 月 24 日	小牛田町議会は、議員提案による住民投票条例案を反対多数（賛成 6, 反対 9）で否決
平成 17 年 2 月 1 日	小牛田町の住民意向調査の結果、「2 町合併が良い。ただし近い将来、大崎市などとの広域合併を模索する」50.90%，「単独が良い」34.16%，「分からぬ」14.94%
平成 17 年 2 月 4 日	小牛田町、南郷町の両町議会で法定協議会設置議案を可決
同日	「小牛田町・南郷町合併協議会」設置
平成 17 年 3 月 19 日	合併協定調印式
平成 17 年 3 月 25 日	両町議会で合併関連議案すべてを可決
平成 17 年 3 月 28 日	廃置分合申請
平成 17 年 7 月 7 日	県議会で廃置分合議案可決
同日	知事の廃置分合決定
平成 17 年 8 月 29 日	官報告示
平成 17 年 11 月 29 日	新町の職務執行者を佐々木千新南郷町長に決定
平成 18 年 1 月 1 日	美里町誕生

8 大崎市（おおさきし）



(1) 合併市町の概要

構成市町村	古川市, 志田郡松山町, 同郡三本木町, 同郡鹿島台町, 玉造郡岩出山町, 同郡鳴子町, 遠田郡田尻町		
合併期日	平成 18 年 3 月 31 日		
合併方式	新設合併		
事務所の位置	大崎市役所本庁舎	〒989-6188 大崎市古川七日町 1 番 1 号	
	松山総合支所	〒987-1395 大崎市松山千石字広田 30	
	大崎市役所三本木庁舎・三本木総合支所	〒989-6321 大崎市三本木字大豆坂 24-3	
	鹿島台総合支所	〒989-4192 大崎市鹿島台平渡字上戸下 26-2	
	大崎市役所岩出山庁舎・岩出山総合支所	〒989-6492 大崎市岩出山字船場 21	

	鳴子総合支所	〒989-6892 大崎市鳴子温泉 字新屋敷 65
	田尻総合支所	〒989-4308 大崎市田尻沼部 字富岡 183-3
人口 (H22. 3. 31 住民基本台帳)	135, 975 人	
面積 (H21. 10. 1 国土地理院)	796. 76 km ²	
全職員数 (H22. 4. 1 現在)	1, 947 人	
議員定数 (H22. 4. 1 現在)	34 人	

(2) 合併の概要

①合併協議会の概要

合併協議会名	大崎地方合併協議会
設立年月日	平成 15 年 7 月 1 日
解散年月日	平成 18 年 3 月 30 日
開催状況	平成 15 年 7 月 7 日～平成 18 年 3 月 11 日 (計 43 回)
組織	会長：古川市長 佐々木 謙次 副会長：鹿島台町長 鹿野 文永 田尻町議會議長 三神 祐司 岩出山町住民代表 氏家 登志子 委員：58 人 (会長、副会長を含む。)
事務局	37 人体制 (古川市 10 人, 岩出山町 6 人, 岩出山町以外の各町 4 人, 県 1 人) ※県古川合同庁舎内

②主な合併協定の内容

議員の取扱い	定数特例適用 ・特例定数 53 人 ・条例定数 34 人 新市の設置後最初に行われる選挙につき、選挙区設定 (各定数：古川市 22 人, 松山町 4 人, 三本木町 4 人, 鹿島台町 6 人, 岩出山町 6 人, 鳴子町 5 人, 田尻町 6 人)
庁舎の位置	旧古川市役所
新市町名称の選定方法	公募, 候補の選定を小委員会に付託し, 協議会で決定。

	(最終候補：大崎市、おおさき市、北宮城市、吉川市、ふるかわ市、宮城市)
農業委員会の取扱い	農業委員会等に関する法律 34 条に基づき平成 18 年 7 月 19 日まで存続
地方税の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税の個人均等割は、地方税法 310 条の規定による。 ・法人市民税の法人税割は 14.7%（制限税率）とする。ただし、松山町・三本木町・鹿島台町・岩出山町・鳴子町・田尻町に所在する法人事業所の税率は、合併日及び平成 18 年度 13.5%，平成 19 年度 13.9%とする。 ・固定資産税、軽自動車税の税率は、1 市 6 町に相違ないため現行のとおりとする。 ・市町たばこ税、特別土地保有税は、1 市 6 町に相違ないため現行のとおりとする。 ・都市計画税の税率は 0.3%とする。ただし、平成 18 年度から 3 年間は、現在設定されている税率を適用する不均一課税とする。 ・入湯税は、鳴子町の例とする。 ・鉱産税は、廃止する。
使用料、手数料等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・行政財産目的外使用料は、合併時に統一する。 ・市・町営駐車場、駐輪場使用料及び放置自転車等返還徴収料は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ・道路占用料・法定外公共物占用料等及び都市公園の使用料は、合併時に統一する。ただし、都市公園等の有料施設使用料は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ・商工観光施設及び農業関係施設の使用料は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ・社会教育施設及び社会体育施設並びに文化会館等の施設使用料は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ・保健福祉施設の使用料は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ・手数料は、合併時に統一する。
国民健康保険事業及び介護保険事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の税率は、合併時に統一する。 ・介護保険料は、現行のとおりとし、平成 18 年度から保険料を統一する。
上水道事業	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道の水道料金及び料金体系は、新市の事業計画及び

	<p>財政計画を策定し、鳴子町を除き平成20年度に古川市を基本に検討する。ただし、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、田尻町の5町は、平成18年度及び平成19年度に限り、三本木町を基本に統一する。鳴子町は、統一に向けて段階的に調整を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩出山町における簡易水道は、上水道の料金の取扱いと同一とする。ただし、鳴子町は、現行のとおり引き継ぐものとするが、統一に向けて段階的に調整を図る。 ・専用水道は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽市町村整備推進事業の下水道使用料は、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成19年度に古川市の料金及び料金体系を基本に統一に向けて検討する。
町名、字名の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・町・字の区域は現行のとおり新市に引き継ぐ。 ・町・字の名称は、原則として現行のとおりとし、字名の前に市町名（市・町を省く）を付けて表示する。
行政区の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区の区域及び名称は、原則として現行のとおり新市に引き継ぐものとし、再編は新市において検討する。 ・行政区の名称で重複するものは、原則として行政区の名称の前に市町名（市・町を省く）を付けるものとする。
地域審議会の設置	無
地方自治区の設置	無

③合併までの経緯

【法定協議会設置前】

平成14年6月4日の大崎地方町村会臨時総会において、古川市長が出席町長に対し行った市町村合併問題について考える研究会の設立の呼びかけをきっかけに、7月22日に大崎1市9町（古川市、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町、涌谷町、田尻町、小牛田町、南郷町）の助役や合併担当課長等で構成する「大崎1市9町市町村合併事務研究会」が設立された。そして、9月には栗原郡の高清水町、瀬峰町両町に参加要請を行った結果、10月から正式に両町が加わり、会の名称を「大崎1市9町・栗原2町市町村合併事務研究会」に変更した。

12月5日の研究会の席上で、古川市長が平成15年2月末頃に任意の合併協議会の設置について提案。遠田郡3町による合併協議会設立を目指す小牛田町、涌谷町、南郷町と、参加を保留した高清水町を除く1市7町により、平成15年2月28日に

任意の合併協議会である「大崎地方合併推進協議会」(以下、「任意協議会」という。)が設立された。

なお、瀬峰町は3月に住民意向調査を行った結果、「栗原地域との合併を望む」との回答が「大崎地域との合併を望む」の回答を上回ったことから、17日に任意協議会を離脱した。

任意協議会では、合併方式は新設合併とし、合併特例法期限までの合併を目指すことや7月1日に法定協議会を設置することなどを決定。6月30日に7市町議会において、それぞれ法定協議会設置議案を可決し、7月1日に法定協議会である「大崎地方合併協議会」(以下、「合併協議会」という。)が設置された。

【法定協議会設置後】

合併協議会では、平成15年7月の第1回目の会議において、任意協議会で合意したとおり合併特例法期限内に新設合併を目指すことを承認し、新市の名称や事務所の位置、議員の取扱いなどについては小委員会で協議することを確認した。

新庁舎については、小委員会で協議の結果、その位置を古川市とし、合併後10年以内を目標に古川市に新庁舎の建設を図ることで合意、10月の第5回協議会で承認された。

新市の名称については、公募した中から小委員会が最終候補として「大崎市」、「おおさき市」、「古川市」、「北宮城市」、「ふるかわ市」、「宮城市」の6点を選定し、12月の第8回協議会で委員による投票の結果、「大崎市」とすることを決定した。

議員の取扱いについては、小委員会で特例の適用等について協議を重ねた結果、12月の第9回協議会で、議員定数を34とし、最初の選挙に限り定数特例を適用して定数を53とすることや、最初の選挙について旧市町単位に選挙区を設け、各選挙区の定数を古川22、鹿島台、岩出山、田尻が各6、鳴子5、松山、三本木が各4とすることを決定した。

合併期日については、合併旧法が1年間延長される見通しとなったことを踏まえ、平成16年3月の第14回協議会で、「平成17年3月22日とする。ただし、合併特例法の一部改正があった場合は平成17年4月1日とする」と決定した。

平成16年4月17日の第16回協議会で新市建設計画を承認し、計26すべての協定項目について協議が整った。

この後、鳴子町と三本木町において、住民投票条例制定を求める動きがあった。

鳴子町では、平成16年5月に合併について町民の意思を問う住民投票条例の制定を求め住民団体から直接請求が行われ、6月8日の臨時会で条例案について審議された結果、反対多数で否決された。

また、三本木町では、6月11日の臨時会で、議員発議で提出された合併についての意思を問う住民投票条例案を賛成多数で可決し、8月8日に住民投票が行われた

が、投票率が成立要件の50%に満たない47.99%に止まったため、開票されない結果となつた。

一方、古川市では、合併協定調印の際の重要な参考とすることを目的に、6月に住民意向調査を実施したところ、「反対」と「どちらかと言えば反対」を合わせた回答が44.69%と、「賛成」と「どちらかと言えば賛成」を合わせた回答36.80%を上回る結果となり、7月7日の古川市議会の合併問題調査特別委員会で、反対の理由として最も多かったのが新市の名称であったことが報告された。

このような中、8月21日に合併協定調印式が行われ、9月1日に各市町議会で合併関連議案を審議したが、古川市議会において、住民意向調査で反対が賛成を上回ったことなどを理由に廃置分合議案が反対多数で否決され、三本木町でも議員定数議案が1票差で否決される結果となつた。

古川市長は、市議会で否決された責任を取り、9月6日に市議会議長に対し辞任届を提出し、改めて市民に信を問うとして、7市町の枠組みによる合併を公約に、出直し市長選に立候補した。そして、10月24日に投票が行われた結果、再選を果たした。

古川市長は、11月2日に合併協議会に対し、時間的な制約等から合併期日の延期と、新市の名称を「大崎市」から「古川市」に変更することについて、再協議を申し入れる文書を提出し、合併協議会で協議を重ねた結果、12月19日の第28回協議会において、新市の名称は「大崎市」のままにし、合併期日を平成18年3月31日に変更することと決定した。

古川市議会では平成17年1月に議員発議により、合併の是非を問う住民投票条例案が提出されたが、1月10日に臨時会を開き審議した結果、反対多数で否決された。

平成17年1月13日に再度合併協定調印式が行われ、1月18日から19日にかけて各市町議会が合併関連議案を審議した結果、すべての市町で可決した。

1月21日に知事に対し廃置分合申請が提出され、3月18日に県議会において廃置分合議案が可決、県は同日付で廃置分合を決定し、総務省への届出を行つた。

そして、4月15日に官報告示され、平成18年3月31日に大崎市が誕生する運びとなつた。

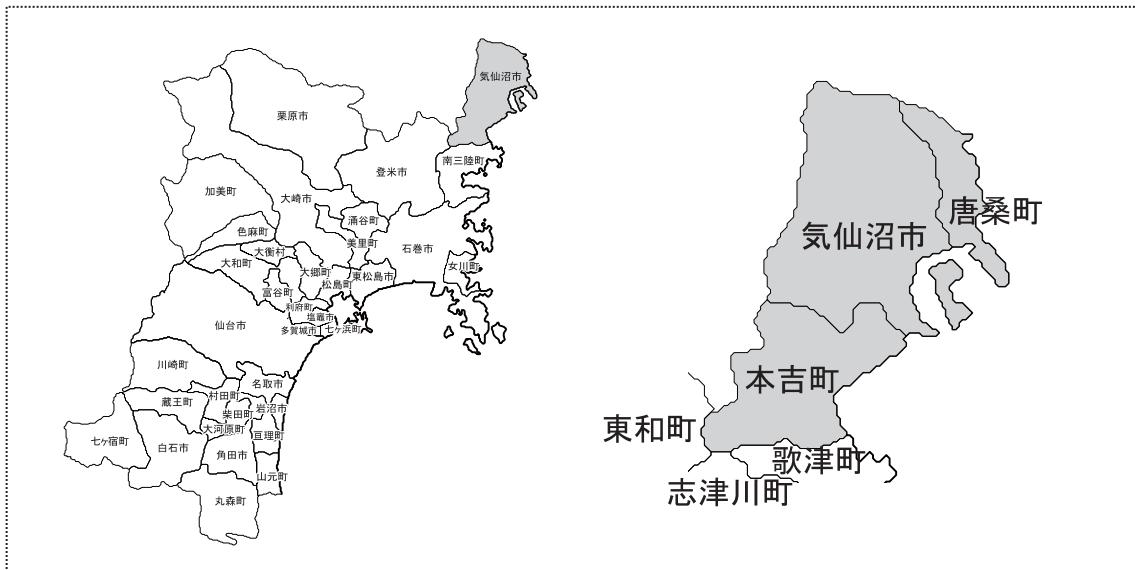
④合併までの取組経過

年月日	事項
平成14年5月30日	遠田郡4町と志田郡松山町、鹿島台町の6町で「大崎東部市町村合併研究会」設置
平成14年7月22日	古川市、志田郡3町、玉造郡2町、遠田郡4町で「大崎1市9町市町村合併事務研究会」設置

平成 14 年 10 月 2 日	栗原郡高清水町、瀬峰町が加入し「大崎 1 市 9 町・栗原 2 町市町村合併事務研究会」に名称変更
平成 15 年 2 月 28 日	栗原郡瀬峰町を含む 1 市 7 町で「大崎地方合併推進協議会」(任意協議会) 設置
平成 15 年 3 月 17 日	瀬峰町が住民意向調査の結果を踏まえて任意協議会から脱会
平成 15 年 7 月 1 日	法定協議会設置
平成 16 年 6 月 8 日	鳴子町議会は、直接請求による住民投票条例案を反対多数(賛成 7, 反対 8)で否決
平成 16 年 6 月 11 日	三本木町議会は、議員提案による住民投票条例案を賛成多数(賛成 8, 反対 7)で可決
平成 16 年 6 月	鳴子町の住民意向調査の結果、反対が賛成を上回る(「合併すべき」44.3%, 「合併すべきでない」55.7%)
同上	古川市の住民意向調査の結果、反対が賛成を上回る(①賛成 19.82%, ②どちらかと言えば賛成 16.98%, ③どちらかと言えば反対 18.50%, ④反対 26.19%, ⑤分からぬ 17.42%, ⑥その他 1.09%)
平成 16 年 7 月	岩出山町の住民意向調査の結果、賛成が反対を上回る(①合併した方が良い 16.63%, ②どちらかと言うと合併した方が良い 6.64%, ③時代の流れなので合併はやむを得ない 27.10%, ④どちらかと言うと合併しない方が良い 11.63%, ⑤合併しない方が良い 19.45%, ⑥どちらとも言えない 12.67%, ⑦無効 5.88%)
平成 16 年 8 月 8 日	三本木町の住民投票の結果、投票率が成立要件の 50%に満たない 47.99% に止まったため未開票
平成 16 年 8 月 21 日	合併協定調印式
平成 16 年 9 月 1 日	各市町議会で合併関連議案が提案され、古川市議会(廃置分合議案を否決), 三本木町議会(議員定数議案を否決)以外の 5 町の議会においては、全議案を可決
平成 16 年 9 月 6 日	佐々木謙次古川市長が市議会議長に辞任届を提出
平成 16 年 10 月 24 日	古川市長選で大崎地方 1 市 6 町での合併特例法期限内の合併を訴えた佐々木謙次前市長が当選
平成 16 年 11 月 2 日	古川市長が合併協議会に対し、①合併期日(平成 17 年 4 月 1 日)の延期、②新市名の「大崎市」から「古川市」への変更を申入れ

平成 16 年 12 月 19 日	第 28 回協議会で①合併期日の平成 18 年 3 月 31 日への延期、②新市名は変更しないことを決定
平成 17 年 1 月 10 日	古川市議会は、議員提案による住民投票条例案を反対多数（賛成 11、反対 13）で否決
平成 17 年 1 月 13 日	合併協定調印式
平成 17 年 1 月 18 日	各市町議会で合併関連議案が提案され、古川市議会は廃置分合議案を可決、他の 6 町は全議案を可決
平成 17 年 1 月 19 日	古川市議会で残る 3 議案（財産処分、議員定数、定数特例）を可決
平成 17 年 1 月 21 日	廃置分合申請
平成 17 年 3 月 18 日	県議会で廃置分合議案可決
同日	知事の廃置分合決定
平成 17 年 4 月 15 日	官報告示
平成 18 年 3 月 31 日	大崎市誕生

9 気仙沼市（けせんぬまし）



気仙沼市・唐桑町合併

(1) 合併市町の概要

構成市町村	気仙沼市, 本吉郡唐桑町	
合併期日	平成 18 年 3 月 31 日	
合併方式	新設合併	
事務所の位置	気仙沼市役所本庁舎	〒988-8501 気仙沼市八日町一丁目 1 番 1 号
	唐桑総合支所	〒988-0535 気仙沼市唐桑町馬場 181 番地 1
人口 (H18. 3. 31 住民基本台帳)	67,009 人	
面積 (H18. 10. 1 国土地理院)	226.67 km ²	
全職員数 (H18. 4. 1 現在)	1,266 人	
議員定数 (H18. 4. 1 現在)	30 人	

(2) 合併の概要

①合併協議会の概要

合併協議会名	気仙沼市・唐桑町合併協議会
設立年月日	平成17年3月17日
解散年月日	平成18年3月30日
開催状況	平成17年3月19日～平成18年3月23日（計9回） (気仙沼市・本吉町・唐桑町合併協議会は平成15年5月30日～平成17年3月3日（計34回）
組織	会長：気仙沼市長 鈴木 昇 副会長：唐桑町長 佐藤 和則 委員：30人（会長、副会長を含む。）
事務局	10人体制（気仙沼市5人、唐桑町4人、県1人） ※旧気仙沼商工会議所内

②主な合併協定の内容

議員の取扱い	特例適用なし ・条例定数 30人
庁舎の位置	旧気仙沼市役所
新市町名称の選定方法	事務局提案
農業委員会の取扱い	合併旧法8条に基づく在任特例適用（平成18年7月19日まで）
地方税の取扱い	・個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、特別土地保有税の税率は、1市1町に相違がないため、現行のとおりとする。 ・都市計画税、入湯税の税率は、気仙沼市の例による。
使用料、手数料等の取扱い	・使用料は現行のとおりとする。ただし、火葬料は、合併時に統一する。 ・手数料は、現行を基本とし、合併時までに調整する。
国民健康保険事業及び介護保険事業	・国民健康保険事業について、医療保険分の保険税率は、合併の次年度から5年間は不均一課税とし、介護保険分の保険税率は合併時に統一する。 ・介護保険事業について、第一号被保険者の保険料は、第3期介護保険事業計画に基づき統一する。
上水道事業	・上水道料金は、各事業毎に算定し、合併後3年以内に2事業を統合し統一料金とする。

	・簡易水道は、現行のとおりとする。
下水道事業	下水道料金は現行のとおりとし、合併後3年以内に統一する。
町名、字名の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・町・字の区域は現行のとおりとし、名称は現行の「字」の字句を除く。 ・地域自治区における住居表示は、合併旧法5条の7の規定により地域自治区の名称を冠することとなるので、合併前の「唐桑町」は、字名の前に「唐桑町」を付する。 ・地域自治区設置期間終了後の町名、字名の取扱いについては、唐桑町は、字名の前に「唐桑町」を付する。
行政区の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区の区域は、原則として現行のとおりとする。 ・行政区の名称は、合併時に別紙（※ここでは添付せず）のとおりとする。
地域審議会の設置	無
地方自治区の設置	有（合併前の唐桑町の区域）

③合併までの経緯

【法定協議会設置前】

平成14年8月2日に気仙沼市と本吉町、唐桑町の3市町の合併を目指す住民団体が、各市町に対し、県内で初めてとなる住民発議による法定協議会設置の直接請求を行った。

これを受け、かねてより3市町の合併に前向きであった気仙沼市においては、9月25日の市議会で法定協議会の設置議案を賛成多数で可決。唐桑町においては、9月13日に町議会で審議した結果、議会で議論する時間が必要として、特別委員会に付託し継続審査することとしたが、最終的には12月13日の町議会において可決した。

しかしながら、当時気仙沼市と本吉郡5町による広域合併を目指していた本吉町においては、9月18日に町議会で審議した結果、反対多数で否決された。

一方、本吉郡5町（志津川町、津山村、本吉町、唐桑町、歌津町）では、平成14年6月28日に「市町村合併制度研究会」を設置するなど、広域合併について模索していたが、11月12日に開いた気仙沼市と本吉郡5町の市町長と議会議長による会合で、「現時点での広域合併実現の可能性はない」との認識で一致したことから、本吉町長は、11月22日の町議会全員協議会で「気仙沼市、唐桑町との3市町での合併を目指す」方針を表明した。

3市町の市町長は平成15年1月20日に記者会見を行い、法定協議会設置に必要

な事前の調整等を行うための準備会を発足させることを明らかにし、2月10日に「気仙沼市・本吉町・唐桑町法定合併協議会設置準備会」を設置した。

そして、5月16日に気仙沼市議会と唐桑町議会において、19日に本吉町議会において法定協議会設置議案を審議した結果、各市町とも賛成多数で可決。21日に法定協議会である「気仙沼市・本吉町・唐桑町合併協議会」（以下、「3市町合併協議会」という。）が設置された。

【法定協議会設置後】

3市町合併協議会では、平成15年7月の第3回目の会議において、合併方式は新設合併とすること、合併の期日は平成17年3月末とすることに決定した。

新市名については、8月の第4回協議会で公募することを決定。公募の結果、「気仙沼市」が圧倒的多数となり、12月の第11回協議会で「気仙沼市」とすることを決定した。

新庁舎については、9月の第5回協議会で「現在の気仙沼市役所とする」案が提示されたが、新庁舎建設の確約を求める意見が出たため継続審議となり、続く第6回協議会で「新市建設計画で新庁舎建設を改めて議論」することで、原案どおり承認された。

議員の取扱いについては、9月の第6回協議会で協議されたが、在任特例の適用について継続協議となり、11月の第9回協議会において小委員会で協議することを確認した。そして、小委員会では「在任特例を適用せず」とする意見が大勢を占めたことを協議会に報告し、12月の第12回協議会で、裁決の結果、在任特例を適用しないことと決定した。

また、議員定数及び選挙区制の採用についても、継続協議となり、平成16年1月の第13回協議会で改めて協議されるものの結論が出ず、小委員会を設置し協議することとなったが、小委員会でも選挙区ごとの定数配分などで意見が割れ合意に達しなかった。このため、2月の第14回協議会で、建設計画が決まった段階で再度協議することとなり、最終的には12月の第30回協議会で定数を30とし、選挙区は設けないことと決定した。

新市建設計画については、12月の第31回協議会において、計画案の中に公立気仙沼総合病院の建替え計画や新庁舎の建設について具体的な案を盛り込むべきとの意見が出されたため、早急な検討組織設置の文言を追加した上で、裁決により正式に承認された。

平成17年1月6日の第32回協議会で、合併期日を協議の遅れから平成17年10月1日に変更することを決定し、計55の協定項目すべてについて協議が整った。

この間、唐桑町長は、合併に際し住民の判断を仰ぎたいとして、平成15年12月17日の町議会に3市町の合併の是非を問う住民投票条例案を提案した。議会は慎重

な審議が必要として、特別委員会に付託したが、平成16年3月9日の町議会において賛成多数で可決され、平成17年1月16日に住民投票を行った結果、賛成多数（賛成80.0%，反対20.0%）となったことから、唐桑町長は町として合併を進める方針を示した。

そして、平成17年1月29日に合併協定調印式が行われ、2月4日に各市町で臨時会を開き合併関連議案を審議したが、気仙沼市と唐桑町は賛成多数で可決したもの、本吉町においては、新市建設計画案に公立気仙沼総合病院の建替えなど、合併によるスケールメリットを活かした事業が盛り込まれていないなどとして、1票差で廃置分合議案が否決される結果となった。

本吉町では、2月22日に住民団体が合併実現を求める要望書と町民の署名6,806人分を本吉町長と町議会議長それぞれに提出。本吉町長は2月28日に臨時会を招集し、再度合併関連議案を提案するも、再び1票差で否決された。

このため、気仙沼市と唐桑町は、2市町による合併について検討することで合意し、3月3日に第34回協議会を開き、3市町合併協議会を休止することを決定し、31日に解散した。

気仙沼市と唐桑町は、2市町による合併を目指す協定書を3月8日に締結。17日に両市町議会はそれぞれ法定協議会設置議案を可決し、同日付けで法定協議会である「気仙沼市・唐桑町合併協議会」（以下、「合併協議会」という。）が設置された。

合併協議会では、3月19日に第1回目の会議を開き、合併方式を新設合併、新市名は「気仙沼市」、合併期日を平成18年3月31日にすることなど46項目を承認し、23日の第2回協議会において、議員の取扱いについて特例を活用せず定数を30とすることなど10項目を承認し、55すべての項目について協議が整った。

そして、3月27日に合併協定調印式が行われ、30日に両市町はそれぞれ臨時会を開き、合併関連議案を賛成多数で可決した。

同日知事に対し廃置分合申請が提出され、7月7日に県議会において廃置分合議案が可決、県は同日付で廃置分合を決定し、総務省への届出を行った。

そして、8月29日に官報告示され、平成18年3月31日に新たな気仙沼市が誕生する運びとなった。

④合併までの取組経過

年月日	事項
平成14年6月28日	本吉郡5町で「市町村合併制度研究会」設置
平成14年8月2日	気仙沼市、本吉町、唐桑町に対し、住民発議による合併協議会設置の直接請求
平成14年9月13日	唐桑町議会は、直接請求に基づく合併協議会設置議案を特別委員会に付託
平成14年9月18日	本吉町議会は、直接請求に基づく合併協議会設置議案を反対多数（賛成9、反対10）で否決
平成14年9月25日	気仙沼市議会は、直接請求に基づく合併協議会設置議案を賛成多数（賛成25、反対1）で可決
平成14年11月12日	気仙沼市と本吉郡5町の首長会談で、1市5町の広域合併実現の可能性はないとの認識で一致
平成14年11月22日	本吉町長は、気仙沼市、唐桑町との1市2町による合併を目指す方針を表明
平成14年12月13日	唐桑町議会は、直接請求に基づく合併協議会設置議案を全会一致で可決
平成15年2月10日	「気仙沼市・本吉町・唐桑町法定合併協議会設置準備会」設置
平成15年5月16日	気仙沼市議会、唐桑町議会で法定協議会設置議案を可決
平成15年5月19日	本吉町議会で法定協議会設置議案を可決
平成15年5月21日	「気仙沼市・本吉町・唐桑町合併協議会」（法定協議会）設置
平成15年12月17日	唐桑町は気仙沼市、本吉町との合併の是非を問う住民投票条例案を町議会に提案。議会は慎重審議が必要として特別委員会へ付託。
平成16年3月9日	唐桑町議会は、合併の是非を問う住民投票条例案を全会一致で可決
平成17年1月16日	唐桑町の住民投票の結果、賛成多数（賛成80%、反対20%）
平成17年1月29日	合併協定調印式
平成17年2月4日	各市町議会で合併関連議案が提案され、気仙沼市議会、唐桑町議会では全議案を可決。本吉町議会は廃置分合議案を反対多数（賛成9、反対10）で否決
平成17年2月22日	本吉町の住民団体が合併実現を求める要望書と町民の署名6,806人分を町長と町議会議長に提出

平成 17 年 2 月 28 日	本吉町議会は、再提案された廃置分合議案を反対多数（賛成 9, 反対 10）で否決
平成 17 年 3 月 3 日	第 34 回協議会で合併協議会の休止を報告 ※平成 17 年 3 月 31 日解散
平成 17 年 3 月 7 日	本吉町議会は、議員提案による住民投票条例案を反対多数（賛成 9, 反対 10）で否決
平成 17 年 3 月 11 日	気仙沼市議会で気仙沼市、唐桑町による 1 市 1 町の法定協議会設置議案を可決
平成 17 年 3 月 17 日	唐桑町議会で気仙沼市、唐桑町による 1 市 1 町の法定協議会設置議案を可決
同日	法定協議会設置
平成 17 年 3 月 27 日	合併協定調印式
平成 17 年 3 月 30 日	両市町議会で合併関連議案すべてを可決
同日	廃置分合申請
平成 17 年 7 月 7 日	県議会で廃置分合議案可決
同日	知事の廃置分合決定
平成 17 年 8 月 29 日	官報告示
平成 18 年 3 月 31 日	気仙沼市誕生

気仙沼市・本吉町合併

(1) 合併市町の概要

構成市町村	気仙沼市、本吉郡本吉町	
合併期日	平成21年9月1日	
合併方式	編入合併	
事務所の位置	気仙沼市役所本庁舎	〒988-8501 気仙沼市八日町一丁目1番1号
	本吉総合支所	〒988-0307 気仙沼市本吉町津谷館岡10番地
人口 (H22.3.31住民基本台帳)	74,926人	
面積 (H21.10.1国土地理院)	333.37 km ²	
全職員数 (H22.4.1現在)	1,359人	
議員定数 (H22.4.1現在)	30人	

(2) 合併の概要

①合併協議会の概要

合併協議会名	気仙沼市・本吉町合併協議会	
設立年月日	平成19年10月16日	
解散年月日	平成21年8月31日	
開催状況	平成19年10月31日～平成21年8月20日（計16回）	
組織	会長：気仙沼市長 鈴木 昇 副会長：本吉町長 森 琢男 委員：22人（会長、副会長を含む。）	
事務局	10人体制（気仙沼市5人、本吉町4人、県1人） ※旧気仙沼商工会議所内	

②主な合併協定の内容

議員の取扱い	在任特例適用 (H22.4.29まで) <ul style="list-style-type: none"> ・特例定数 42人 ・条例定数 30人
庁舎の位置	旧気仙沼市役所
新市町名称の選定方法	事務局提案
農業委員会の取扱い	合併新法11条に基づく在任特例適用（平成24年7月19日）

	日まで)
地方税の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び特別土地保有税は、気仙沼市の制度に統一する。 都市計画税及び入湯税は、現行のとおり実施する。
使用料、手数料等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 使用料は現行のとおりとする。ただし、火葬料は、気仙沼市の制度に統一する。 手数料は、気仙沼市の制度に統一する。
国民健康保険事業及び介護保険事業	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険事業の保険税率について、医療保険分及び後期高齢者支援金分は、合併年度及び合併の次年度は不均一課税とし、平成23年度に気仙沼市の制度に統一する。介護保険分は合併年度は不均一課税とし、次年度に気仙沼市の制度に統一する。 介護保険事業の保険料は、気仙沼市の制度に統一する。
上水道事業	上水道料金は、合併時は現行のとおりとし、合併後3年以内に統一する。
下水道事業	下水道使用料は、合併時は現行のとおりとし、合併後3年以内に統一する。
町名、字名の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 町・字の区域及び名称は現行のとおりとする。 本吉町の区域の住居表示は、合併新法25条の規定により現行の字名の前に地域自治区の名称「本吉町」を冠する。 本吉町の区域における地域自治区設置期間終了後の町名、字名の取扱いについては、現行の字名の前に「本吉町」を付する。
行政区の取扱い	本吉町の行政区は、合併時にその名称を別紙(※ここでは添付せず)のとおり変更し、気仙沼市に引き継ぐ。
地域審議会の設置	無
地方自治区の設置	有(合併前の本吉町の区域)

③合併までの経緯

【法定協議会設置前】

平成17年3月31日に「気仙沼市・本吉町・唐桑町合併協議会」を解散した後、本吉町の住民団体が、合併を成立させられなかった町長の解職と合併関連議案を否決した町議会の解散を求め、7月20日から署名活動を開始した。本吉町長は合併破綻の責任を重く受け止めるとして8月12日に辞職し、町長の辞職を受けて9月13日に告示された本吉町長選において、気仙沼市と唐桑町との合併実現を公約に掲げた前助役が無投票で当選した。

一方、本吉町議会の解散を求める直接請求は9月5日に行われ、これに基づき10月23日に町議会の解散の賛否を問う住民投票が実施された結果、解散賛成が5,447票と反対の550票を上回ったことから、同日付で本吉町議会は解散された。そして、解散に伴う町議選が11月20日に行われ、新町議のうち合併推進派の議員が過半数を占める結果となった。

本吉町は、平成17年12月5日に行われた町議会全員協議会において示した長期総合計画において、本吉町長の選挙公約でもあった任期内の気仙沼市との合併推進を明文化した。また、町議会も平成18年9月19日に、気仙沼市との合併に関する調査特別委員会を設置し、平成19年4月には、本吉町が合併新法期限内である平成21年度末までの合併に向けて、府内に町長を本部長とする「合併推進本部」を設置するなど、気仙沼市との合併に向けた体制を整えた。

5月21日に本吉町長が気仙沼市長に合併推進を申し入れ、気仙沼市長も合意した。これを受け、気仙沼市は5月30日に本吉町との合併に向けて府内に「市町合併研究会」を設置した。

そして、8月27日に気仙沼市長と本吉町長が合同の記者会見で、法定協議会設置議案をそれぞれ9月定例会に提案すると正式に発表した。本吉町議会においては9月12日に、気仙沼市議会においては10月2日に法定協議会設置議案を全会一致で可決し、10月16日に法定協議会である「気仙沼市・本吉町合併協議会」（以下、「合併協議会」という。）が設置された。

【法定協議会設置後】

合併協議会では、平成19年12月の第2回目の会議において、合併方式は編入合併とすることや、新市名を気仙沼市とすること、新庁舎を気仙沼市役所にすることなどを決定した。

平成20年6月の第7回協議会では、合併期日を平成21年9月1日とすることや、議員の取扱いについて、本吉町議に在任特例を適用し、合併後最初に行われる一般選挙では特例を適用せず定数を30とすることなどを決定した。

その後も協議は順調に進み、10月9日の第12回協議会で、新市基本計画を決定。

計 54 の協定項目すべてについて協議が整った。

10月22日に合併協定調印式が行われ、29日に両市町はそれぞれ臨時会を開き、合併関連議案を賛成多数で可決した。

11月4日に知事に対し廃置分合申請が提出され、12月15日に県議会において廃置分合議案が可決、県は同日付で廃置分合を決定し、総務省への届出を行った。

そして、3月3日に官報告示され、平成21年9月1日に新たな気仙沼市が誕生する運びとなった。

④合併までの取組経過

年月日	事項
平成17年7月20日	本吉町内で町長への解職請求、議会への解散請求を求める署名活動開始
平成17年8月12日	本吉町長辞職
平成17年9月13日	前本吉町助役が本吉町長に無投票当選
平成17年10月23日	町民からの本吉町議会への解散請求に基づく住民投票を実施。賛成多数でリコール成立。(解散賛成5,447票、反対550票、投票率62.9%)
平成17年11月20日	本吉町で議会解散に伴う町議選の結果、合併推進派が多数を占める
平成17年12月	本吉町長期総合計画の実施計画(平成18年度～平成20年度)に「合併新法に基づき新気仙沼市との合併の実現」を明記。
平成18年3月31日	気仙沼市誕生
平成18年4月30日	元気仙沼市長が新気仙沼市長に当選
平成19年5月21日	本吉町長が気仙沼市長に合併協議を申し入れ。両首長は合併を推進する考えで合意。
平成19年6月5日	本吉町長が町議会の合併調査特別委員会において、「合併方式は編入」、「年度内を目処に法定協議会の設置」の考えを示す。
平成19年8月27日	気仙沼市長と本吉町長が合同記者会見を行い、両市町の9月定例会に法定協議会設置に向けた関連議案を提出すると発表。
平成19年9月12日	本吉町議会で、法定協議会設置議案を全会一致で可決
平成19年10月2日	気仙沼市議会で、法定協議会設置議案を全会一致で可決
平成19年10月16日	気仙沼市・本吉町合併協議会を設置

平成 20 年 10 月 22 日	合併協定調印式
平成 20 年 10 月 29 日	各市町議会で合併関連議案すべてを可決
平成 20 年 11 月 4 日	廃置分合申請
平成 20 年 12 月 15 日	県議会で廃置分合議案可決
同日	知事の廃置分合決定
平成 21 年 3 月 3 日	官報告示
平成 21 年 9 月 1 日	気仙沼市誕生